

平成29年度南大隅町議会定例会9月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成29年4月27日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成29年4月27日 午前10時00分

開 議 平成29年9月13日 午前10時00分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 なし
 出席議員 全員
 欠席議員 なし

職務のための出席者：（議会事務局長）濱川 和弘 君 （書記）立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	川元 俊朗 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	馬見塚 大助 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	下園 敬二 君
総務課長	相羽 康徳 君	建設課長	上之園 健三 君
支所長	山野 良慈 君	町民保健課長	田中 輝政 君
会計管理者	畦地 耕一郎 君	総務課課長補佐	熊之細 等 君
企画課長	尾辻 正美 君	総務課財政第1係長	山里 真奈美 君
観光課長	打越 昌子 君	総務課財政第2係長	石畑 光紀 君
介護福祉課長	山本 圭一 君		

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議録署名議員： （5番）後藤 道子 君 （6番）水谷 俊一 君

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会： 平成29年9月13日 午後 4時 05分

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件
- 日程第 6 議案第 2 3 号 町道の路線認定について議決を求める件
- 日程第 7 議案第 2 4 号 塵芥処理車購入契約の締結について議決を求める件
- 日程第 8 議案第 2 5 号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める件
- 日程第 9 議案第 2 6 号 請負契約（平成 2 9 年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事 2 工区）の締結について議決を求める件
- 日程第 1 0 議案第 2 7 号 請負契約（平成 2 9 年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事 3 工区）の締結について議決を求める件
- 日程第 1 1 議案第 2 8 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件
- 日程第 1 2 議案第 2 9 号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件
- 日程第 1 3 議案第 3 0 号 南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件
- 日程第 1 4 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度南大隅町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 1 5 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）について

▼ 開 会

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成29年度 南大隅町議会定例会9月会議を開きます。

議事日程表により本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、後藤道子さん及び水谷俊一君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。

9月会議の審議期間は、本日から9月22日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、9月会議の審議期間は、本日から9月22日までの10日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第3 これから諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告をします。

一般的事項につきましては、お手元に印刷配付いたしておりますので、口頭報告を省略いたします。

▼ 日程第4 一般質問

議長（大村明雄君）

日程第4 一般質問を行います。
順番に発言を許します。
まず、松元勇治君の発言を許します。

[議員 松元 勇治 君 登壇]

2番（松元勇治君）

おはようございます。

今回、9月定例会において、本町の抱える問題点を、一つひとつ解決に向けて、住みよい町づくりにするため、皆で一緒に考え、意識の共有ができたと思います。

そこで、それぞれの質問に共通していること、少子高齢化、定住人口の減少、生産活動の停滞、減少など、地域経済を取り巻く環境は、厳しい状態に直面しています。

また、本町は、それぞれの問題に、タイムリミットが関係していること、逆算してみると、今現在どのような計画が進行し、また、どの状況でならなければならないか、真剣に精査しなければならない問題があると思われま。

そこで、質問1、2020年 東京オリンピック・第75回 国民体育大会 鹿児島大会開催に伴う、それぞれのインフラ整備について。

自転車競技場、きつね塚公園周辺の整備計画はどのように考えられるか伺います。

2、宿泊所は、どのように対応するか伺います。

3、インバウンドに対応した観光案内板などの設置は、どのように対応するか伺います。

次に、空き家対策について。

1、昨年の空き家調査結果による今後の重点施策はどのように考えられるか伺います。

2、廃屋など取壊しが必要とされる物件への指導や費用の一部補助は考えられないか伺います。

これらの質問は、観光から交流が始まり、それを定住につなげる取組みとして、今後の、定住対策など官民一体で進め、地域経済の活性化を行うための仕組み作りを考える上で必要と思われま。

これで1問目の質問とします。

教育長（山崎洋一君）

松元議員の第1問第①項「自転車競技場、きつね塚公園周辺の整備や計画はどのように考えるか伺う。」とのご質問でございますが、自転車競技場は、現在、県体育協会主管で400mから333mへの全面改修を行っております。競技場の周辺については、各県の選手村や自転車保管庫等の運営テントを設置し、大会運営に支障の無いように努めてまいります。

また、きつね塚公園については、除草清掃をして現状把握を行い、国体に向け駐車場として、利活用出来ないか検討してまいりたいと考えております。

2番（松元勇治君）

前回、町長に対しまして、この周辺のきつね塚公園から見る景色の良さ、またきつね塚公園のある意味っていう中で、どのように考えてるかっていう、その質問した中で、3つ選択肢があったわけですね。改善策を施して存続する。もう一つは、大幅に変更して新たに出發するか廃止する。その中で、その前の事項では廃止する方向であったのがどうか、この2020年の問題に関して、整備も限定的に行うというのも聞いたんで

すが、その中で、教育委員会の方からは、今回、補正予算の方で、整備の費用が多少と
いうか、それほどではできないのかもしれませんが今回提出されているという中で、方
向性はどのように考えられているのか。

どちらが答えられますかね、お願いします。

教育長（山崎洋一君）

教育委員会といたしましては、このきつね塚公園につきましては、あくまでも2020
年の国体に向けての駐車場としての利活用を図りたいというふうに考えております。
公園としての活用については、教育委員会としては考えてはおりません。
以上です。

2番（松元勇治君）

子供の児童の児童公園というのが無いというのもよく一般質問でも出てくる話なんで
すが、当初、防衛施設庁だったのか、実際、できたわけですよ、その予算で。

きつね塚公園っていうの、出来る意味に期待する声の中で、横別府の方々も、地域
間格差なく、神山、他、いろんな所にはそういった公園があるのに、私達の地域には無
いということで、そういった公園もできた経緯もあります。

そういった中で、それ以降にこういった大きな大会を控える中で、駐車場だけでっ
ていうことで教育委員会の方で受けてるっていうことなんです、それに至って、県から
の指導というか、要請っていうのはどのようにあったんでしょうか。

駐車場の台数とか、そういったのから色んな話し合いの中でされてるのか。

教育長（山崎洋一君）

現在、国体の事務局実行委員会等との連絡でいろいろ協議をしているわけですが、
輸送、運搬については、競技場の周りについて約250から300台の駐車場が必要で
はないだろうかと。まだ試算の段階でございますので、おいおいその台数が決まっ
てくるだろうと、こう思っております。

ただ、大会よりかは多めにしないと、ご存知のとおり、女子の自転車競技の種目が入
ってきております。そうしますと、女子の選手を派遣します。テントも今まで1テ
ントで済んだものが1.5になったり、駐車場も100台が150台に、そうなるい
くだろうと予想されます。100台以上は確保しなきゃいけないだろうというふう
に言われておるところでございます。

以上です。

2番（松元勇治君）

駐車場の台数は260、230から以上と言われたですね。今の自転車競技場は整備、
県の方では整備して中の事はまたそれで進んでいくんですが、外周といいますか、
外になる高さの面で、4年ほど前ありましたインカレの大学生の大学の大会の時に、
私達も商工会の方でブースを出してもらったんですが、そこ自体も全てが今回、都道府
県で来ると使えない状態だと思います。

2020年の1年前には、今度は都道府県対抗の自転車の大会があるということで、
私がいつも色んな話の中で、今しなきゃいけないことっていうのを逆算した中で、本
当来年には出来上がらないとその次の年になるという、そのまたその次の年はもう
実際大きな大会が行われるというので、今予算で道をつくる予算が今回提出されて
いるみたいなんです、一般質問の出す前に私これをちょっと見てなかったんですが、
それを2年

ほど前に、きつね塚周辺の対策で、駐車場だけでっていうんじゃなくて、もうちょっときつね塚公園も下の段はちょっと整理されたらっていうのまでを言ってたんですが、教育委員会は駐車場だけでいうことで進められている。町の当局サイドでは全体的にどのように考えられているのか。

テニスコートのところは使っていないから駐車場とか、今そこに行くための道路の設備を草払いしている道を見てもっていう状況みたいですね、今のところは。

実際今ある駐車場とテニスコートがあるところとを結んだ線には、いいトイレとかいろいろなのがあるんですね。ネットで調べても、平成16年の映像のままで、まだ残っているんですが、きつね塚公園って入れたらもう素晴らしい公園だなんていうぐらい写真のカットがあります。その中でも、当時としては、トイレなんかも多目的のトイレで、障害者と言いますか、そういった方々に対しても優しい環境に作ってあるんですが、そういったのも活かされるとか、そこまでは考えてはされないのか。どうでしょうか。

町長（森田俊彦君）

きつね塚公園の整備に関しましてですけれども、議員ご存じのとおり、防衛施設の補助事業で、この公園が作られております。そしてまた、今回、自転車競技場が改修されるとまた、今後の国体を控えての整備事業ということになっております。

先ほど教育長の方からも答弁がございましたように、先のインカレの状況を見ても駐車場が足りない、不足している、そしてバックヤードになる部分の運営施設等の部分も足りないというような状況でございます。

ただ、今のきつね塚の現状を考えますと、非常に草木が生い茂っている今状況で、それと、この国体でもし使う場合でも、足りない部分を使う状況が一過性のものであろうと。その時に、大々的な整備をもしやったとしても、今後、予算が伴うかというような状況になってこようかと思っております。

今現状では、いっぺん除草清掃をして、現状をもういっぺん見直してみる状況で、その中で、駐車場として使える図面等が出来上がった状況を見て、今後の計画を検討したいなというふうに思っております。

ただ、国体までのあと2年、平成32年までの状況では、この状況を駐車場として利用するという事を、大前提で考えたいと思いますし、その後の活用方法に関しましては、この除草作業等が終わった後で、全体像が見えてこようかと思っております。

それと先程ちょっとトイレの話がありましたけれども、トイレ等が、今現状で使えるかどうかということも再確認しなければならないと思われまして、前にありました遊具施設等は、もうほとんど危険な状況でございますし、撤去しております。

それと、プールの施設もありましたけれども、これも漏水しているような状況でございますので、補修するのか、再度これを検討しなければならないかなと思っております。

2番（松元勇治君）

先ほど言いました児童公園ですね、そういった遊具施設もなくてっていうのをよく出てくる話の中で、最終的には利用頻度がなくて使わないっていう、そういった時代の流れの中での状況が続いてきてたんですが、そこを今それぞれの観光施設を観光資源として見る中で、そういった協議が行われるのプラス観客、また観覧する人達、そこに集う人たちの場所としてちょっと高台です、錦江湾も見える、辻岳も見える、大きなパノラマの中で、自転車競技場周辺が全体に一望できる場所っていったら、良い場所、行けばいい場所なんですね。

防衛省との中でまたそういった駐車場に変更していくっていうのが通るかは、また考

えどうなっていくかわからない中で、ちょっとはそういったトイレを周辺にはそういった児童公園らしきものはまだ残される考えも必要かなと思うところです。

いろんな施設がある中で、何も広場ばかりしかないのに、子供たちはちょっと遊具があればなっていうのが、なかなかないんですね。そういったので、一つの資源としてそういったのも設置したらどうかなと思うところでした。

あと駐車場に関してはどうしても200台を超えるところには足りないところで、また、それに対して車でシャトルバスを出すとかそういった形になっていくと思いますが、どうしても駐車場だけでは足りないと思いますので、そこはきつね塚だけに、どうせ足りないんだったらその空間はですね、遊具でも入れてもらいたいなと思うところです。

前回、町長に質問した中で、民間で民活で出来ないかということで、商工会の方です、会長、副会長、理事を実際その場所に行って草刈りができないものかと思って行ってきました。言われるとおり、フェンスがあったんだろうというところも取り囲んで木が入ってるもんですから、フェンスに行き着かないというのと、どうしても景観が悪いんですね。トイレのところにバツェンで、木が、板が打ちつけてあったりとか、今インターネットで調べる南大隅きつね塚公園といえば出てくるあの映像からするとほど遠いものですね、せめて生かせるものはまたもう一回再度点検して、形らしきものを下の段だけでもよろしいですので、ちょっともう一回、今回の自転車競技場周辺整備事業中で、草払いした中で、また見ていただきたいなと思います。

いいです。意見として言います。

教育長（山崎洋一君）

第②項「宿泊所について、どのように対応するか伺う。」とのご質問でございますが、町内の宿泊施設は、ホテルや旅館、民宿等の収容人員が最大290名程度であります。

今後、町内の宿泊施設及び横ビュー高原ふれあい館や、佐多山村交流施設等の公共施設の利用も考えております。

国体の実行委員会からは、地域の実情を十分考慮した上で、宿泊所を確保すると示されているところでございますので、協議検討をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

2番（松元勇治君）

宿泊所の問題なんですが、今後増えると思われる観光客、入り込み客の中で、合宿っていうのは今だいぶ対応されてるみたいなんです。そういったのは、広域の中で割り振りの中で南大隅町の受入れる宿泊数はどれだけかというので、2年前に教育委員会に来た人数は、最終大きなイベントのときに400名宿泊できないかっていうのがきたと思います。400名にはほど遠い数で、大きな施設はこれこそランニングコストが掛かる中では、今からできる可能性っていうのはないと思います。

沿道沿いに、垂水市とか、ああいったところはまた郊外に大きなビジネスホテルとかできるみたいなんですが、多分それを見込んでのことだと思います。

今回7月に来たので、JTBの鹿児島営業所の方で、団体営業課っていうのから、各民間事業者には連絡が来ている中で、大きなバス、どういったクラスのバスが横付けできますかとか、そういうアンケートが入っています。もう民間はずっとそういったので宿泊所の手配っていうのを今してる中なんですね。

そこに対応する分はこの町の受入れ体制っていうのは、1年後2年後を含めて、大きな観光に観光誘導をしてる中でですね、こういったのまで重なってくるっていう中では

どうしても宿泊所が足りない。その時に、どのように対応するかという話なんですけど、私達にまた考え方がありますが、ちょっと案として言いますけど、民泊をですね、民宿に今変えようっていう考え方をしています。

民泊っていうのは、体験型の色々な農業とか海とか色んな中でそこで体験しようっていう中では、そういった団体の中では、だいぶ緩和されて民泊なんですけど、それを民宿に変える、簡易宿泊所に。その推進っていうのは、前回もまた同じことの繰返しなんですけど、空き家でもまた話しました、隣の家をっていう話があったんですけど、そういったのを本当に仕組みを変えていってする中では、ツーリズム推進協議会という中ではちょっといっぱいいっぴいなどころがあってですね、推進協議会では今10軒を目標に民泊ができるそこ5名から10名を宿泊できるようなところを提案してみました。その会では一応3軒、6月までにはそういったのを作ってみようっていうのが今始まっています。ただ、もうちょっと町がツーリズム協議会だけじゃなくてその民泊が、民泊じゃなくて民宿に変える方法というのなんかもやり方によっちゃ、そんなに難しいことじゃないんですね。

それを含めて、色んなご当地着地型観光という中では、その民宿の方をもうちょっと佐多に関しましては、磯釣りに行かれる船を持ってる方なんかのそういった素材があるし、根占の方ではツーリズム、からいも交流とか、そういった受入れる体制っていう、もともとソフトな部分もあるんで、ハード的なそういった事っていうのにちょっと目を向けられないかということで、そういったことは考えられてないですかね。

町長（森田俊彦君）

今回のご質問は、この国体に向けてのこの宿泊所が足りないんじゃないかというようなご視点だというふうに思っております。

町内の宿泊施設関係の通常営業をされている部分でも、これなかなか足りないだろうと。そしてまた、今後観光の分野でも多分、多分ではなくてもう常に、もう分かっていることとございますけれども、宿泊が足りないという部分があります。

それと、今我々も非常に懸案事項でございますのが、今、旅行エージェントが平成31年に向けて修学旅行生の造成をしております。それが本町並びに大隅半島というような大きな案件が、今後この国体の前にやって来るであろうというふうに思っております。そういう状況の中で、今回この民宿、民泊、我々も進めようという状況でございますが、後ほど多分空き家の方でも多分その議論になるのかなというふうには思っておりますが、民泊並び、この農泊等を推進していきたい。

それとこの民宿も、最近この国の許可申請のハードルが下がってきておりますので、我々もこれはバックアップしたいなというふうに思っております。

そういう中で、やっぱり民間の方々と連携を取って行政がどこまでやれるのかというようなところを、もういっぺん、ちょっと整理し直す必要があるかというふうにも思っております。

それとまた、今後また検討したい課題としましては、学校施設の閉校後の学校施設等を利用したそういうこの宿泊施設も何とか考えられないかというようなことも考えたいというふうに思っております。今後、どうしてもこの修学旅行並びに合宿、それと昨年でもですけども、リオのオリンピックに向けてトライアスロンの選手が本町で合宿もされております。非常にこの合宿するには良い環境であるということが我々の町の売りでもございますので、そういう部分の受け皿作りは、今後また一体となって、また協議会等がございましたら、そちらの中でも問題点の部分をクローズアップしていただきまして、町が何をバックアップすればいいのかというようなことを再度検討していきたいという

ふうに思います。

2番（松元勇治君）

質問は「どのように対応するか伺います。」の中で、今の、今までの話は、この町でできるだけ対応するという話をさしてもらったんですが、町長は人権フェスタの中で話をされて、指宿との対応の中でどのような話か、宿泊に関して、南大隅に用があつて来る方、それぞれの対応っていうのは、話は進められていますか。

船、高速船を使ってとか、ホテル関係との繋がりというのはできてますか。

町長（森田俊彦君）

観光課長に答弁させます。

観光課長（打越昌子君）

指宿市からの高速船を利用した連携という事も考えられないかという事でございますけれども、国民体育大会の選手、役員の宿泊対応に限らずですが、対応につきましては、県の準備委員会の中で協議検討されております。

現時点では、第一次仮宿舎結果が示されまして、本町においても大会4日目に宿泊依存人数が811人の最大値となっているようでございます。

今後におきましては、宿泊者の対応につきましては、県の準備委員会における宿泊施設充足対策要綱に基づきまして調整されることとなりますけれども、指宿との連携も一つの選択肢と観光課としては検討しているところでございます。

2番（松元勇治君）

民泊に関しましては、ここままで。

次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第③項「インバウンドに対応した観光案内板の設置はどのように考えているか伺う。」とのご質問でございますが、本町への外国人観光客はわずかではあります、増加傾向にあり、現在、国においても2016年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」が取りまとめられ、訪日外国人旅行者をオリンピックの2020年までに4,000万人とすることが目標とされております。

本町においても、これに対応するため、平成27年度に観光客を目的地まで誘導する観光案内標識を英語併記として、町道沿いに30基設置しており、本年度も新たに20基を設置する計画でございます。

また、佐多岬整備においては、設置する観光案内板を英語に加えて中国語及び韓国語の4カ国語併記としてしているところです。

今後とも、本町を訪問した外国人旅行者の利便性を図るため、町内の観光案内標識や文化財・史跡等も外国語表記として整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

2番（松元勇治君）

平成18年観光立国推進基本法が制定されもう11年なるんですが、観光を一つの産業として、今停滞している全ての産業の中で、観光を一つのまた商品にするっていうの

が進んできている中で、各それぞれ、県、地域それぞれが競って外国からの客を誘致しよう、来てもらおうというのを進めている中では、色んなハードの物を作るのはもうなかなか難しい中では、そういった今までのオリンピックに向けてするようなおもてなしという中に入ってくるソフト面の事業になってくると思うんですが、その方で、教育委員会の方は、2年前に辺田の台場砲台跡の方は、外国語を入れられたみたいでした。3ヶ国語をですね。その方で佐多岬の方に関しましても、Wi-Fiが整備されて、外国人には優しい環境にはなってきたと思います。

観光パンフレットの方がまだちょっと遅れてるのかなというのがあるんですが、その中で、辺田の台場砲台跡に関しましては、来月、多分当初にあると思いますが、県の方から県の指定文化財になるような形になっております。

そういった沿道沿いにですね、案内板の中に、今から作られるのは隣りにもう一つ同じ外国語標識ではなくて、同じ標識の下でもいいですので、その外国語の方3ヶ国語ですね、入れていただきたいと思っています。

これに関しまして、その案内板は今後作るのは、県が作るのは、もう外国語入ってくるんですかね。外国語。

南大隅町が単独で作るのはもう入れるっていうのは、そのように進められる計画ですか。

町長（森田俊彦君）

一応、町の方では外国語表記をしようというふうに考えておりますし、また、今徐々に増えていると申しましたけども、雄川の滝がですね、香港、台湾の方々が行きたいところナンバー1に今九州の所となっております。そしてまた、今雄川の滝に行かれるとご存知かもしれませんが、外国人の方々がレンタカーを借りて雄川の滝に来られておられます。

そういう方々の状況の中では、看板表記、今パンフレットがまだですよっていうことだったんですけども、紙媒体よりも、今皆さんがこの携帯を持っていらっしゃるものですから、看板の隅の方にバーコードでインストールすると案内ができるというようなもの、そして新しい最新情報等もそこで発信ができるというようなことも、今後検討していく状況でございます。

そうしますと、非常に安価で、非常に新しい情報を、次から次に情報を、発信できますので、そういうような案内方法も今後検討していく状況でございます。

2番（松元勇治君）

今言われるとおりでと思います。

外国人が訪れて外国人が見た印象でまた情報が発信される。またそのことによって、好循環が起きてくるっていう中では、最初来た人達に良い印象を与えないといけないという中では、そういったできるだけそういった対応っていうのをですね、急いでしなきゃいけないと思いますので、この方は目に見える形で急いでしていただきたいと思います。

次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第2問第①項「昨年の空き家調査結果による今後の重点施策はどのように考え

られるか伺う。」とのご質問でございますが、今回の調査は、平成26年に施行された「空き家等対策特別措置法」に基づき実施した調査であります。調査結果の概略は、調査対象が1,441件、うち、委託業者等の外観での判断ですが、空き家バンクへの登録推進家屋が741件、解体検討家屋が447件、また、このうち所有者から回答いただいた中で、空き家バンクへ登録希望が229件、解体希望が110件、現状維持希望が271件、その他が65件でございます。

この調査結果を踏まえ諸対策を講じるべく、法に基づいた「空き家等対策推進協議会」において、法務、不動産、建築などの専門家を含む関係者を招聘し、「南大隅町空き家等対策計画」について多角的に検討することとしております。協議会では、移住定住策に向けた利活用の在り方、所有者への管理責任の周知、危険建築物の解体推進などを検討し、地域住環境を維持・確保するため状況に応じた総合的な対策の実施に取り組んでまいります。

2番（松元勇治君）

空き家対策に関しましては、錦江町も色んな移住政策の中でも空き家のことを言われてますけど、南大隅町の方が格段先を行っているとは思っています。

隣町よりもまだいい状況ではあると思うんですが、今把握した段階なんですが、当初予算で決まった計画策定事業っていうのは、いつから始まるんですか。

町長（森田俊彦君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（上之園健三君）

協議会の設置につきましては、4月1日の設定でございますが、会議の方まだ招集しておりませんが、近々の間に招集したいと考えております。

2番（松元勇治君）

それはできるんじゃないかと、策定を、調査をもう一回今年にする年やったんですかね。実際その会ができるのとは違うんですか。

建設課長（上之園健三君）

協議会を開催するというところでございます。調査結果に・・・。

（「年度内に。」との声あり。）

はい。

昨年実施しました調査結果に基づいて、協議会を設置してございますので、その協議会を開催するというところでございます。

2番（松元勇治君）

アンケート調査によって、例えば、町に移譲するとかって、そういったアンケートまでは取らなかったんでしょうか。

例えば、壊すのに坪3万掛かる中で、3万、実際地価が3万しないっていう状況だったら、壊しても何も支障はないという中で、ちょっとした、ここにいらっしやらないけど、職員に聞けば税収がなくなるでしょって言われるんですが、目的としては、集落内

にそういった鬱蒼となった壊さなきやいけないような家にしても、どうしても、最終的には撤去しなきやいけない中で先送りにしか聞こえない話になりますので、この策定会議も早くして、次に繋げるために、例えば、移譲するとかいうアンケートとかまでは取らなかったんですか。

建設課長（上之園健三君）

今回の調査項目の中にそのおっしゃる町に寄附、寄贈をしたいという調査項目はございませんでしたけれども、その理由を探ってみますと、そのアンケート結果に、アンケートを出しますと、恐らく多数の方々が希望されるだろうという、予想されます。そうしますと、町といたしましては、条件のいいところは受ける、そうでないところは受けられないというような不公平もございますので、そうしたものを鑑みますと、今回のアンケートには載せてないということで、私の方では判断しております。

2番（松元勇治君）

今、去年出たデータになるんですが、何年前ですかね、それよりもまだ前にも調査された中で、住める家で貸してもいいというのが450件ってデータを聞いたことあったんですが、今回の策定に関しましては、まだ議員誰もこの数字は聞かなかった状況で、どんどん増えていくんだっていうのは感じたんですが、まだこれからもっていう可能性を考えた場合に、単純に普通考える中で、高齢者世帯、独居世帯っていうのは、そういった数に今からまた含まれてくる可能性もあるんですが、そういったデータは取られてますか。

建設課長（上之園健三君）

調査項目の中で、さまざまな結果が出てるわけですけども、先ほど町長が答弁いたしましたのが大本でございます。

その600、回答をいただいた皆さん方の中のちょっと詳細でございますけれども、売却または売却してもよいとおっしゃるような方が178件、今おっしゃった貸したい又は貸してもよいとおっしゃった方が80件、今後も自分または家族が管理をするという方が170件等々、あと住宅を解体したいという方が96件とかという形でございますけれども、総体的には、今後もその空き家等は増えていくことは必然的かなというふうに考えております。

2番（松元勇治君）

今のは空き家ですね。空き家候補というのは、多分出てくると思うんですけど、その策定の中でずっと何年か後に策定する中でどんどん追加されてくると思うんですが、町民保健課とか、数字は分かっているんですか。

町民保健課長（田中輝政君）

ただいまの質問ですが、65歳以上の高齢者独居世帯は、9月13日本日現在ですけども、1,238世帯、パーセンテージで言いますと、30.21%でございます。

この数字は、施設入所者1人一世帯とカウントをしますけれども、これも入っております、これを除きますと、1,104世帯、26.94%でございます。

以上です。

2番（松元勇治君）

この数がどんなに見るのかっていうのか、すごい数ですね。全世帯の空き家も含めてなんで、それを含めての中で25%でした。空き家もまたその中に別にあるということは、住んでいる家はいかに少ないかっていうことですよ。

そういった世帯の構造の中で、多分増えてくるっていうのは切実なんですけど、ここを急ぐところで、今年の当初の予算では、空き家対策策定事業と用途廃止住宅解体事業っていうのが、余りにもちょっと重点事項としては重みがないみたいなんです。

この策定事業に関しては、今からの長いスパンで考える中では必要なんですけど、このような状況で、策定会議が今でかって、まだ当初予算に出てるのにまだ動いてないっていうのは、どうだったのかなとということで、急いでその策定の会議に入っていったきたいと思いますが、ここで重点事項というのはどのようなものでしょうか。

町長（森田俊彦君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（上之園健三君）

会議の中の主な事業といたしましては、先ほど答弁にございましたとおり、使える空き家をどう使っていくか。移住定住に向けての利用方法、或いは、取壊しが必要な分につきましては、その取壊しの方法をどうすべきか。所有者が責任におきます周知の方法はどうあるべきか。等々のものについて、実際にこの件数に合う初動体制の検討になるかと思うんですけども、最終的には、所有者の意思と申しますか、承認が必ず必要でございますので、そこの部分をどうやって取得するかっていうところが大きな問題になってくるかなと思っております。

重点施策としては、今申し上げました3点には絞られてくるんだろうと思っております。

2番（松元勇治君）

この空き家対策に関しまして、1つ案があるんですが、後でまた言おうと思って先程ちょっと取ってました。

民泊を民宿にっていう話をもう一回させていただきたいと思うんですが、案としまして、用途がないと空き家を開けてても始まらない。移住者を入れるためには、前回質問でしました家自体をちゃんと商品化して不動産屋もそのまま使えるっていうようなので、移住計画の中で担当係長が移住したいという人をずっと連れて見せていく中で、どうしても家がうねるとか、どうしてもまだ家財道具とか前の生活感が残ってるというので入りにくいっていうのを聞きました。

町長の答弁では、そういったいつでも見せてあげられる、すぐ貸せられるっていうのも必要としますっていうのも言われて、ウィークリー的な借り方もできるとか、そういった優遇した考えを持っているっていうのを言われたんですが、そこに早く進めてもらわないといけないところはあると思っております。

民宿、民泊を民宿に変えましょうっていうのは、保健所も通って消防の方も通ってっていうのか、そんなに難しくない中でですね、隣の家を管理されてる私が余所へ出てる人の家をここを管理してますっていうのを実際もう借りて、民泊を、民泊って言ったら家の中にシェアじゃないですが、そういった感じで人が入ってくるのを嫌うんだったら、1軒のところを貸し出すようにして、管理費用は賄えるというような、税金を払えるっていうような形にするのもいいのかなと。

そういったのも実際してみたらできないことはない、余所の町でしている人達も実際

いますので、そういったのも先見的な目で見て行って、そういった形を作れば、空き家が普通は入ってなくても、利用できる可能性もあるのかなと。

それと、若い人達の世代というのは若い人達だけで本当は住むのが子育てとかそういった相談もできるっていう形で、意外と若い人達向けの団地っていうのがほかの地域にあるんですけど、そういったのを今既存の団地を若い人達対応にして、ある程度子供がもう下が中学生が終わったぐらいだったら、余所に移る進め方をそういった空き家に移して、若い世代を団地に住ませる。移住者も簡単に入れる枠を作るといような形でですね、もうちょっとそういったところまで踏み込んで、空き家対策にはしていただきたいと思いますが、町長、ここはどう思われますか。

町長（森田俊彦君）

非常に理想的なこの住環境の移り変わりというふうな部分でお示しいただきました。

今その中で、先程の話で出てましたこの民宿の話でございますが、今、町の方もブロンズ人材センター等が立ち上がっております。そういう中では、他所からうちの方に就労に来られる方々が宿泊する施設等がシェアハウスとして必要ではなかろうかなというふうな事も考えております。

それと、先にふるさと回帰支援センターでお話がありました、今若い方々が一旦田舎に移住してみて、そして、その住環境並びに人間性だとか周りのものをよく知った上で、そこに移住定住をするというセンターでございますけども、ここで言われるのが大体1ヶ月から3ヶ月ぐらいそこの地域で住んでみないとなかなか決定しないというふうな事もございます。

それと、また先程出ておりました合宿等のことを考えますと、やはり、すぐ宿泊できる、そういうようなシェアハウスの、またウィークリー的なものがどうしても必要だなということを今実感しておりますので、今後できれば早いうちに、このシェアハウスなるものを行政の方でテコ入れしてハード面はやりますけれども、ソフト面の部分はその地域の方々、もしくはツーリズム協議会並びに色んな団体等と提携してやれないかなということを模索したいというふうにご考えておる次第でございます。

2番（松元勇治君）

最後にです。

町民保健課から出している空き家等環境整備事業という中で、空き家の一つの考え方なんですけど、一つものを出して、出す分に関しましては、100%町が助成しますよっていう事業を出して、6件が10件になりましたっていう、ちょっとこの数字っていうのもですね、今回出た数字からすると程遠く少ない、持ち出すっていうような業者に頼めばすごくお金が掛かるんですが、例えば串良にある最終処分の粗大ごみの処理するところに車で持って行ったら、そこ200キロで1,700円位なんです。業者に頼めば、そこ300キロ400キロ入るので1万ぐらい取られる。それをまともに町がお金を業者に払っちゃった始まりませんので、なんかそれを業者とシルバー人材がかぶってするといけないんですが、そういったのも町がもうちょっと安価でですね、持っていくような、とにかく、中の生活してた重たくなった布団とか、汚れたものとかっていうのを捨てて、ちょっとしたものにするには、そういった町がもう一つ踏み込んだですね、捨て方を助成したりとか、そこまでしてもうちょっと後押しするみたいな形で、空き家が活用できる空き家に変えるという方向にしていきたいと思います。

次、質問をお願いします。

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「廃屋など取壊しが必要とされる物件への指導や費用の一部補助は考えられないか伺う。」とのご質問でございますが、所有者等への指導に関しましては、特別措置法により空き家等への立入調査権や適正管理のための勧告及び措置を命ずること、さらに、行政代執行法に基づく取壊しなどの方法が規定されておりますが、事案によっては所有者や近隣住民等とのトラブルも考慮しておかなければならないと考えております。

補助制度につきましては、国庫補助事業で集团的空き家等が居住環境や地域活性化を阻害している区域など、その跡地が地域活性化のために供されることを目的とした補助事業でございますが、本町の空き家状況においては、単なる取壊し費用のみの採択は難しい状況であります。

しかしながら、防災面や環境整備等を考慮しますと解体撤去もやむなしと判断できる空き家等が多く存在することから、解体費用の一部助成制度を新年度から実施できるよう交付要綱等を整備してまいります。

2番（松元勇治君）

廃屋に関してなんですが、全てどんどん、先程出た数からすれば、廃屋は壊せっていう、全てはもうそのまま放置してもいいのも、外観上、気にならない所はそれでもいいのかもしれませんが、まず壊さなきゃいけないよねって住民が思ってる中で、例えば、農家の場合、たばこの農家の人達が一時期いらっしゃらなくなり、作らなくなりました。指導のもとで。畜舎を持ってらっしゃる方々がいます。そういったところを尋ねたときに、なんか台風の度に瓦が家の方に、本宅に飛んでこないかとか、トタン屋根は大丈夫とかって聞いてみたりするんですが、壊すごちゃったいばっとなあって、いけんもあっこよがなかとよって言やって、この前なんかは何燃やしてんのって言ったなら、ひたすら家を壊して燃やせごっこいだっていう、たばこの倉庫をですね。うわあっとか思った事があったんですが、そういったところも、ちょっともうだいぶ高齢を召されてる中では、無理がある中で、ちょっとそういったのを壊す手伝いでも、ましてや、そういった要請あってボランティアを要請するとか、何かそういったので壊してあげたいなあっていう、言い方は変なふうに聞こえますけど、壊してあげたいなって思うところも実際あります。

最後に、草が巻いて壊れていく姿というのは何かちょっと限界かなっていうのを見るところもあるんですが、そういったところに対してどうにかできないかっていうのを思った次第でした。

それと、指導に関しましてはそういった家がですね、結構集落の普通、車が通るようなところに、間知石の上に柱が建ってるのが斜めになって、この次の風が、方向が違ったら集落の道に倒れてくるなっていうのがもう見えるところがあります。回ってる中でですね。そういったのも聞けば壊したいんだけどなあっていう、そこを何とか、町がひと押し加勢できるには、最終的には何か、労働力の提供か、助成、補助金をやるかっていうので、補助金頼りはちょっといけないと思うんですけど、何かそういったのは解決する方法とかは考えられないですかね。

町長（森田俊彦君）

答弁で申し上げましたとおり、補助は出そうということで考えております。

その中身に関しましては、今から整理していかなきゃならないんですけども、上限額を一応決めて、おおよそ大体3分の1程度ぐらいの費用は何とか出してあげたいなというふうにも思っておりますし、また更地になった空き地が、今度は発生するわけがございますけども、今空き家バンクを作っておりますけれども、これにもう一つ空き地バンクを創設したいというふうに思っております。

そうすることによりまして、廃屋だった家屋が更地になった土地を今度はまた新たに求める方々が、今度は出てくるじゃなかろうかということと呼び水にしたいなというふうに考えております。

2番（松元勇治君）

分かりました。先に進む形は見えませんでした。

建設課の方で用途廃止住宅解体事業というのを出されているみたいですが、私、昨日の夕方見に行ったんですが、壊されてないんですね。何かやっぱり訳があるんだろうと思います。訳があるっていう言い方はなんですが、まだ壊すところまで行ってないっていうのは、多分壊す業者が、私なりに考えたんですが、手が回らないのか、発注はされても受けてもしないのか、どのような形でまだ当初予算に出てるのに壊されてないのか。こういった壊される対象になる長寿命計画の中で入らない、壊さなきゃいけないという建物は、これ以後、どれぐらい発生していくのかっていうのは、把握されてるんですか。公的な建物。例えば、諏訪上住宅、滑川2号住宅、ほか。

町長（森田俊彦君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（上之園健三君）

今のご質問は、おそらく公営住宅、町営住宅等のことだろうと考えますが、予算計上をして随時やっておりますけれども、正直なところ、工事請負に出しますとその前の設計が必要でございます。

その設計委託を今回行ったわけですが、民間、うちの町の解体業者等の見積額と、実際工事に出します金額を測りますと、格段の差がございまして、今それを町の業者で直接見積もりっていうような方法はできないのかと、これを今検討しております、実際は、今のところはまだスタートしておりませんが、もう来年、もう年度末に向けてはですね、今回は2戸、3戸ですか、準備をしているところでございます。

2番（松元勇治君）

ちょっと私、認識不足でした。これ免許がいるんですかね。

（「解体はですね。」 との声あり。）

解体業のね。それは地元にはいないっていうこと。

（「いらっしゃいます。」 との声あり。）

いらっしゃるの。ちょっとここは分からないところで、業者が少ないっていうことですか。

(「はい。」 との声あり。)

解体するまでも、できるだけ町のもの、自分の手で出来ることはすれば経費も安くなるわけで、多分こういった450万を超える金額が2件に対して出てるっていうことは、この件数がどんどん増えていけば、この空き家に関しては、すごく経費が掛かってしまうというのが今からの実情だと思うんですけど、公的なものでもこんなこと、民間からどんどん壊してくれと言われると、とんでもなく多分金額は上がってしまいますので、できる範囲で捨てられるものはっていう目先ですのことも色んなことを考えながら進めていただきたいと思います。

よろしいですか。

(「はい。」 との声あり。)

経済課長も。

(「はい。」 との声あり。)

町長これでよろしいですか。

じゃあ、これで終わります。

ありがとうございます。

議長（大村明雄君）

休憩します。

10 : 59
～
11 : 28

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

次に、津崎淳子さんの発言を許します。

[議員 津崎 淳子 君 登壇]

3番（津崎淳子さん）

先日、新聞紙上で国民健康保険が来年4月には、運営主体を市区町村から都道府県に移すという大改革があります。南大隅町は、新聞に「近年の医療費高騰を考慮すると、保険料の上昇は避けられない」とコメントされています。それ以外にも、医療保険や介護保険が国民に負担を増していつてるのをご存じですか。医療では、若い世代との間や、同じ高齢者の中での公平を図るため、今年4月、8月に高齢者の方にも所得に応じて負担することになりました。来年は医療もですが、介護保険制度改正・介護報酬制度改定もされます。高齢者の自立支援を推進した自治体に国から交付金が与えられることが決まっています。つまり、利用者の要介護度を改善、もしくは、長期間維持させた自治体を国が評価するもので、厚生労働省が定める目標に対する成果に応じて、国の財源から自治体に報奨金を支払われます。

背景には、もちろん右肩上がりが増え続ける要介護者数と介護費を抑制したいという政府の思惑があります。

南大隅町では、早くから介護予防や自立支援に取り組まれています。健康寿命を延ばすためには良いことです。

そこで、介護保険の申請について、これから起こりうる要介護認定の厳格化によりサービスの抑制に繋がらないか伺います。

また、町の調査員による認定調査は適正かを伺います。

次に、核のゴミとも言われている高レベル放射性廃棄物についてですが、どのような物か皆さんご存じですか。原発の使用済み燃料から出る廃液です。つまり、死の廃液です。原発の使用済み核燃料には、死の灰と一緒に燃え残りのウランやプルトニウムが含まれています。そこで、再処理工場で、使用済み燃料をぶつ切りにし、酸で溶かして、ウランとプルトニウムを取り出します。酸で溶けない燃料棒のさや管などは個体の廃棄物に、死の灰は高レベルの放射廃液になります。この廃液をガラスと一緒に固めるため、ガラス固化体とも呼ばれます。ガラス固化体1本には、広島原爆30発分の核分裂を生み出す死の灰がつまっています。接近すればわずか数十秒で致死量に相当する強烈な放射線を被爆するため、ガラス固化体の取扱いは全て遠隔操作でしか行えません。輸送手段は、青森から船で近くの港に運ばれ、陸上はトレーラーで、処分場の操業期間50年の間、危険な輸送が繰り返されます。その間に地震やテロや事故が起きない保証はありません。地上に置いておけばテロや戦争の危険性もあり、将来世代に負担をかけるとの理由で地層処分の政策が選択されています。しかし、100万年以上もの間、放射能を発生続ける物体を長期間耐久のある容器も施設も耐えうるのかわかりません。地震等の災害やテロなど絶対起こらないと言えません。もし、漏れ出したら浄化することは不可能です。ただのゴミとは大違いです。本当に恐ろしい死のゴミです。

そこで、お聞きします。町長は、いつも公の場で放射性廃棄物の受入れや持込みを拒否する条例を制定しているから反対すると言われますが、この条例は議会で廃止にできると聞きました。町民は、条例がなくなったらどうなるのか不安に思っています。なので、条例の有無に関係なく町長の考えをお聞かせください。

また、政府が今年の秋から説明会を開催し候補地を絞り込む調査を着手する考えのようですが、調査は市町村による応募と政府による申し入れの2通りの方法を設けるようですが、町長は政府が候補地探しの文献調査を申し入れてきたらどうされるのか。また、南大隅町が自ら応募するのか、応募することはないのかを伺います。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

津崎議員の第1問第①項「要介護認定の厳格化によりサービスの抑制につながらないか伺う。」とのご質問でございますが、要介護認定につきましては、ご承知のとおり、国で定められた調査方法・調査項目に基づき、認定調査員が訪問して調査を行い、全国統一の判定ソフトによる一次判定の後、介護認定審査会において一次判定結果と特記事項、主治医意見書を総合的に審査（二次判定）し、決定しております。

要介護認定調査の基準につきましては、市町村間における要介護認定のばらつきを是正するため、厚生労働省が平成21年4月に大きな見直しを行い、全国一律の基準が定められております。

町では、この基準に従い要介護認定を実施しているところであり、サービスの抑制の

ための要介護認定を厳格化しているということはありません。

3番（津崎淳子さん）

町としては、適正ということを知りました。

先程言われた介護調査の方で、74、80項目あるんですけど、それにプラス特記事項っていうのがあります。その特記事項っていうのは、どちらかの74項目の質問事項があるんですけど、そのどちらか迷ったときに、特記事項に書いたりとかされるといふことで、そこに調査員へそれぞれの匙加減みたいなのかっていうのは入らないんでしょうか。

町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（山本圭一君）

今、ご質問の介護認定調査における特記事項の記載について、認定調査員の匙加減ということでしたが、特記事項の記述につきましては、認定の判断に迷う場合、若しくは、その頻度、あと調査における状態等で選定項目の中で判断しきれないような部分についても細かく書くようになっております。

その記載の方法につきましても、認定調査研修のテキストの中にどのような形で書いていくということが記載されておまして、後程ありますが、認定調査員の研修につきましてもその辺も含めて、十分に周知されているところでございますので、認定調査員の方の、一方的な主観ということではございません。

3番（津崎淳子さん）

分かりました。次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「調査員による認定調査は適正か何う。」とのご質問でございますが、認定調査におきましては、調査対象者が落ち着いた状態で回答できるよう、調査場所の工夫や配慮に努めております。また、訪問理由や調査内容及び調査に要する時間の説明を行うなど、調査開始時の導入を工夫し、調査対象者や家族等がリラックスして回答できるよう配慮した上で、聞き取りや動作確認による調査を行っているところです。

また、調査員については、毎年1回もしくは2回、県主催の認定調査員研修を受講し、公正かつ的確に客観的な視点で判断ができるよう知識・技術の向上に努め、全国一律の方法によって適正に認定調査を実施しております。

3番（津崎淳子さん）

適正にしているってことはよく分かりました。

次に、認定調査の聞き取りをする時間ですが、ご家族の方から2時間半掛かったと聞いたことがあります。長いなと思ってたんですけど、適正時間というのはどのくらいでしょうか。教えてください。

町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（山本圭一君）

認定調査の時間につきましては、概ね、新規申請と区分変更申請の場合が70分程度、更新の場合が60分程度ぐらいでございますが、対象者ですね、状況、身体の状態やその時の環境の状況等により、変わってくるものというふうになります。ただ、その場合におきましても本人の体調、状態を見ながらですね、本人の、対象者の方の負担にならないよう、かつ、適正な調査ができるように、調査員の方で配慮して調査を行っているということです。

以上です。

3番（津崎淳子さん）

次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第2問第①項「公の場で放射性廃棄物の受け入れや持ち込みを拒否する条例を制定しているから反対されると言われるが、条例の有無に関係なく町長の考えを伺う。」とのご質問でございますが、議会6月会議の一般質問においても、核関連施設受入反対を明言しております。また、私は2期目出馬の際の公約、そして3期目出馬選挙公約にも核関連施設受入反対をあげて町民多くのご支持をいただいておりますので、これまで同様、条例の有無に関係なく受入れは拒否してまいります。

3番（津崎淳子さん）

すいません、1つ抜かしてしまっただけですけど・・・。

すいません。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

11 : 43
～
11 : 49

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番（津崎淳子さん）

先程の①項目の回答後のことなんですけど、4月の町長選挙に東京在住の元衆議院議員の政策秘書の方がわざわざ地縁も血縁もないのに立候補し、核のゴミの誘致しかない議会に廃止を働きかけるなんて、声明を出され、驚きと怒りがこみ上げる発言をされました。

このような人が、どうして人口約7,600人弱の町に来るのか。政府や原発ブローカーがまだ諦めてないのでしょうか。町民がどのような反応するのか見たかったのでしょうか。町民の方たちからは終わった話ではないの、まだくすぶっているのと、後援活動中によく聞きました。

町民も、町長ご自身のその言葉を町民はずっと待っていたと思います。

②項目をよろしくお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「候補地探しの文献調査を政府が申入れてきたらどう対処されるのか。また、南大隅町が応募するのか伺う。」とのご質問でございますが、6月会議の折にも申し上げましたが、仮定のご質問は途轍もなく広く如何なものかと考えますが、①項目と同様、条例を遵守し、文献調査に関しては断固拒否しますし、また応募もいたしません。

3番（津崎淳子さん）

その言葉を聞いて安心しました。

最後に、大隅半島の中でも他市町村の議員の方たちから、南大隅町だけのことじゃない、自分たちも関係するし、影響もある。大隅半島全体のことだ、うちも条例を作らねば、教えてくれと言われたりもしました。心強い言葉です。本当にこの美しい自然、豊かな食材の宝庫、人の温かさ、町長が最初から掲げた観光も核のゴミを受入れたら全てなくなります。福島原発事故が物語っているのではないですか。原発事故後から6年経っても未だ風評被害があり、帰還困難区域も未だあります。福島出身ということで、いじめや結婚が破談になったりするの、隠して移住先にいる人もたくさんいます。

子供の甲状腺がんは、今年6月5日に公表された福島県民報告書によると、152人です。子供を被爆させた親の苦しみ、被爆しているかもしれない苦しみ、ふるさとをなくした辛さ、家族離散・離婚、生活苦、そのようなことが核のゴミを受入れたら起きるかもしれません。

最近、地震も鹿児島でも多く、地震速報が出れば川内原発は大丈夫なのかと思います。それが核のゴミが南大隅町に来たら、もっと地震の度に不安になります。

子供や孫が帰って来れる町、Uターン・Iターンができる町、人が増え、安心して住める町にしなければなりません。

この問題は、南大隅町だけの問題ではなく、大隅半島、鹿児島全体の問題だと思います。国が核のゴミのマップを公表後、テレビで辺塚付近の上空からの映像が映され、あたかも人が住んでいないかのように見え、県外から見たらそこでいいじゃないと思われま。せつかく国と県と一体になって観光事業を進めていって半ばで、風評被害は大変なことです。

町長がぜひ先頭に立って、大隅半島が、鹿児島県が断固拒否の方向で働きかけていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（大村明雄君）

次に、大坪満寿子さんの発言を許します。

8番（大坪満寿子さん）

初秋とはいえ、まだまだ暑い日が続いておりますが、朝夕はさわやかな季節となって参りました。

今回も、私の元に届きました町民の皆様の声を通告に従い、質問をさせていただきます。

私は、各集落をよく廻るのですが、そこで目にするのが朽ち果てた廃墟に雑草がはびこり崩壊寸前の建物、そして、使用されなくなった乾燥場などです。これらを目にするとうらさを覚えます。

全国の空き家件数を調べてみると、2013年度で約820万戸あります。

本町の空き家実態はどのようになっているのか伺います。

所有者の話を聞きますと、母屋に限らず使用しなくなり、取崩したい納屋、乾燥場があるが、解体料が高く崩せないと言われます。

行政として、今まで取崩しが必要な家屋の所有者にどのような対応をしてきたのか、お聞かせください。

松坂の捨て場料金を調べたところ4tトラック約2万4千円で解体希望者にとっては大きな負担となっております。

多くの方は、年金生活であったり、日々の暮らしが精一杯で解体しようにも手を上げられない、手を付けられないと話されます。

また、台風など自然災害による崩壊で人的被害や、近所へのシロアリの拡大も十分考えられます。国も空き家対策特別措置法を平成26年に制定し、空き家対策に乗り出しています。我が町の廃墟問題を解消する手段として、解体を希望する人に限り、解体補助金を交付する考えはないか伺います。

また、補助対象に達しない人のために、町独自の処分場として、横別府の旧処分場の跡地と、佐多西山処分場の跡地を再活用することはできないか、併せて伺います。

次に、核の最終処分場問題について伺います。

6月会議に質問し、町長から、条例を遵守し断固反対するとの答弁をいただきました。しかし、町長もご存知だと思いますが、科学的特性マップが公表される前の7月16日付新聞紙上に、町内推進派の方が、町の人口減を理由に、人口減の流れを食い止めるには起爆剤が必要。地質学的に優れているのであれば、誘致が唯一のチャンスだと言い切っておられます。ニューモを通じ六ヶ所村など視察も行っており、誘致反対から賛成に転じた人もいるとのコメントが掲載されました。

町長に再度お尋ねします。

町長は、誘致派に動かされることなく、この南大隅町を守ってくださるのでしょうか。また、7月29日発表された、科学的特性マップを見ますと、南大隅町は役場周辺が含まれていないだけで、その他は最適地となっておりますが、このマップをご覧になっての町長の感想、考えを伺います。

8月16日に大隅地区市町村議会議員協議会研修会が開催されました。

そこでも多くの議員の方が、推進派の発言や科学的特性マップに関心を持っておられ、質問しようと思っていたが、森田町長が挨拶で誘致については断固反対ですと言われたので、質問を取りやめたとされる議員もいたほどです。皆さん、それほど危惧しておられます。なぜなら、南大隅町だけの問題ではないからです。畜産王国、農業王国、漁業王国、大隅地区は、一次産業王国だからです。大隅は一つです。鹿屋市と肝付町議会も条例制定に向け、動いているとの話を聞きます。

そこで、町長がリーダーシップをとり、4市5町共同で、核の最終処分場断固反対を国に表明することはできないか伺います。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。

議長（大村明雄君）

休憩します。

11 : 59
～
13 : 00

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

大坪議員の第1問第①項「空き家調査の結果を伺う。」とのご質問でございますが、今回の調査は、アンケート方式及び現地調査による実態調査とその結果を踏まえ、今後の課題や対策について協議会で検討し、空き家対策等を総合的に推進することを目的に実施した調査でありました。

今回の調査対象は、1, 441件で、既に空き家バンクに登録済みや所有者不明の件数を除き、1, 197件に調査票を配布し、675件の回答がございました。その結果は、空き家バンクへの登録希望が229件、解体希望が110件、現状維持が271件、対応不能及び個別対応としたものが65件でございました。また、調査未回収の中にも、空き家バンクへの登録推進を行った方が良いと判断される空き家が409件、解体を推進した方が良いと判断された空き家が109件あったとの結果を得たところでございます。

8番（大坪満寿子さん）

空き家バンクの場合は、持ち主と借り主との契約とか交渉次第で解決すると思われま。現状維持の場合も、年に何回か帰省されるのであれば、完全な空き家ではなく、建物も維持できると思います。

問題は、取崩しが必要な、周辺に危険をもたらす家屋であると思います。この危険をもたらすような家屋についてどのように思っているのか、考えをお聞かせください。

町長（森田俊彦君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（上之園健三君）

ご質問がその空き家状態で取崩しが必要な住宅への住居への対応というご質問でございますが、これまでも所有者の責任において取壊し、或いは維持管理をしていただくべく指導、本当多くなってきているところでございますが、それが進まない状況が、現状

ではないかというふうには考えております。

以後につきましても同様の状況が、先程の松元議員の質問にもございましたが、今後増える状況にもあると思いますので、継続的な発見に努めると同時に、所有者の確定をした上で、通知かれこれを進めてまいりたいというふうに考えております。

8 番（大坪満寿子さん）

取崩したいけど、解体料が高く、

（「マイクを意識して。」との声あり。）

取崩したいけど解体料が高く崩せない、自然災害による人的被害、シロアリ被害など心配はしているけど、解体に踏切れないと皆さん言われます。

解体補助金を交付することで皆さんが前向きに考えてくださることと思います。

先程の松元議員の回答とか、町からの回答の中で、来年度制定するようなことを言われましたが、もう一度お聞かせください。

（「2 問目 3 問目・・・」との声あり。）

2 問目 3 問目一緒にいいです。

（「答弁でいいですか」との声あり。）

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「廃墟件数が多い中で問題解決にどのように取り組んでいくのか考えを伺う。」また、「第 3 項では、廃墟解体に補助金を出し、支援する考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、併せて答弁させていただきます。

今回の調査結果から様々な問題点やいくつかの解決策が見えてきたところでございますが、問題解決に向けて協議会での結果を踏まえつつ、まず空き家等の継続的な発見に努めるとともに、建築指導行政の立場から、瓦等が飛散や立木の管理不全など、地域住環境に悪影響を及ぼす状況にある空き家等の所有者や相続人といった管理的立場にある方への指導や勧告など、法令に基づいた所有者責任の取組み、空き家バンクへの登録推進、更に老朽化した危険空き家等に対しては、所有者自らが解体等に対処できるよう、解体経費の一部助成制度を新年度より実施できるよう交付要綱等を整備してまいりたいと思います。

8 番（大坪満寿子さん）

観光を標榜する南大隅において、環境も景観も損ないマイナスイメージとなっていると考えます。他の町もやっていることです。来年度は実現するとの答弁。困っている人もホッとしてらっしゃることと思います。危険な家屋も少なくなると思います。よろしくお願いします。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

13 : 07

～

13 : 07

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に、第2問第①項「7月16日新聞紙上で掲載された町内推進派のコメントについて町長の考えを伺う。」とのご質問でございますが、今回、国において、科学的特性マップが公表されたことにより、いろいろなご意見があろうかと思えます。

私としましては、2期目出馬の際の公約、そして3期目出馬の選挙公約にも、核関連施設受入反対をあげて町民多くの支持をいただいておりますので、これまで同様、条例に基づく政治信条であります。

8番（大坪満寿子さん）

6月の会議での一般質問で町長の答弁をいただきましたが、町の実力者の方の発言で驚き、再確認の意味で質問しました。

誘致話が持ち上がれば、推進する人、反対する人、いずれも活発な動きをせざるを得ません。その結果、町民の間にしこりが生まれます。自治会内のしこり、校区内のしこり、そして、家族、親戚までです。しこりが生じればその修復はなかなかです。そうならない、そうならないように願っております。

町長の答弁を聞き、私も安心しました。町民も安心することと思えます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「7月29日に発表された科学的特性マップについて町長の考えを伺うとのご質問でございますが、今回、国においては地域の地下環境等の科学的特性を、全国地図の形で分かりやすく科学的特性マップとして掲示したものと聞いております。本町においては、役場周辺の一部が好ましくない特性があると推測され、残りの区域については、輸送面でも好ましい地域となっております。

科学的特性マップ上では、町内のほとんどが輸送面でも好ましい地域となっておりますが、これまで同様、核関連施設受入断固反対であります。

8番（大坪満寿子さん）

マップを見てまず気がついたのは、好ましいが65%もあったことです。しかし、最適地とされる30%に南海トラフ地震が心配される中部、四国、宮崎など九州が含まれています。

また、世界遺産の箇所などこれらが除外されていけば、最適地の数値はぐっと下がっていくと思いますが、このマップを見る限り、南大隅町は除外されるとまではいかないのではないのでしょうか。この秋から処分場選定に向け、国が本格的に説明会を開催との

報道もあります。
国が打診してきても今まで同様、断固拒否してください。
次に。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第③項「核の最終処分場断固反対を国に大隅4市5町共同で表明することはできないか伺う。」とのご質問でございますが、大隅4市5町において、放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例を制定している市町も少なく、それぞれ考え方があってはならないかと考えております。

しかしながら、大隅半島に最終処分場が計画されとなれば、一次産業への影響や観光面への影響も考えられますので、広域的に考えていくことは重要であると認識しております。

8番（大坪満寿子さん）

大隅は一つです。町長が先頭に立ち、この大隅を守っていただきたいと私は思います。核の関連施設こそ観光を標榜する南大隅町にとって、大変なマイナスになります。庁舎に、核の最終処分場断固拒否の町の垂れ幕を掲げるぐらいの意思表示が欲しいです。国からの打診があっても今の意思を貫いて、この大隅の地を守って行って下さい。以上で、私の質問を終わります。

議長（大村明雄君）

次に、浪瀬敦郎君の発言を許します。

[議員 浪瀬 敦郎 君 登壇]

1番（浪瀬敦郎君）

皆さん、こんにちは。

質問順位4番目の浪瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

今年の夏は今のところ、特に本町にとって、大きな被害をもたらすような台風の襲来もなく、今のところ安堵しておりますが、異常気象による突発的なゲリラ豪雨などにより、九州北部においては甚大な被害に遭われており、特に朝倉市など被災住民の方々の心情を察するところであります。

また、昨年4月の熊本地震を機に、地震に対する対策がメディア等においても大きく指摘され、本町においても役場庁舎の耐震化が約1年余りかけて議論されたところであります。

そこで結果として、検討組織や町政座談会の経緯を踏まえ、おおかたの町民の総意として、本庁舎の耐震化は、合併特例債を活用し、新庁舎建設でいくべきと方向づけられました。

新庁舎の建設につきましては、40数年ぶりの建替えであり、多くの町民が興味を持ち、また、どんな庁舎ができるのか、期待の声も大きく聞かれます。

6月第2会議におきまして、設計委託費8千3百2万円が計上されましたので、私はその後の進捗状況等について、今回質問いたしますが、通告後の昨日の新聞報道と一部重複します点をご了解いただきたいと思います。

それでは、新庁舎整備について。まず、①項目についてですが、設計業者の選定の経緯など、これまでの進捗状況について伺います。

続いて、②項目、一番重要な部分と思われませんが、設計業者選定後の内容検討の方法について伺います。

③項目は、今後60年以上使用される庁舎でありますので、どのような庁舎が完成するのか、町民の期待も大きいと思われませんが、新庁舎建設にあたり、町長の基本的なコンセプト基本概念を伺います。

④項目に、合併特例債活用期限が残り2年半と短いんですが、新庁舎完成までの全体工期について、どのように考えておられるか伺います。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

浪瀬議員の第1問第①項「庁舎整備について現在の進捗状況を伺う。」とのご質問でございますが、本庁舎耐震化については、検討組織の結論や議員各位のご意見、また町政座談会における町民多くの皆様方のご意見をお聞きし、防災拠点施設として、地震や津波、風水害に耐えうる強固な自治体庁舎が必要であるとの認識から、6月会議において新築での判断をいたしました。

現在の進捗状況としては、合併特例債の活用期限内での完成を目指し、現在プロポーザルによる設計業者の選定中であり、9月中に決定の予定であります。

その後、10月より受託業者と新たに組織します検討組織での検討を進めてまいりまして、来年3月をめどに実施設計までを完了させる予定で業務を進めております。

1番（浪瀬敦郎君）

プロポーザルによる設計業者の選定中、それが9月中の決定を見るということですが、具体的な選定方法はどのようになっているか教えてください。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

今後の計画でございますけれども、この前、10日の日に5社の案を比較して審査を行ったところでございますが、18日の日に審査会を再度公開の中で実施いたしまして、決定をしていくスケジュールを考えているところでございます。

1番（浪瀬敦郎君）

最終的にはいつ頃の発表になるのか。

（「設計業者の・・・決定。」 との声あり。）

総務課長（相羽康徳君）

最終的にはですね、業者の決定につきましては、9月中には決定していきたいというふうに考えているところでございます。

1 番（浪瀬敦郎君）

じゃあ、外部組織においての選定ということですが、具体的な審査委員のメンバーは、どのような組織になるか教えてください。

総務課長（相羽康徳君）

プロポーザルの審査会の委員でございますけれども、大学の方から2名、それから一般から2名、それから県の土木技官の方を1名、それから役場職員が3名というふうになっております。

1 番（浪瀬敦郎君）

その日程というのは何回ぐらいで終わる予定ですかね検討会は。

総務課長（相羽康徳君）

審査会につきましては、18日の2回目の審査を終えて、最終となります。

1 番（浪瀬敦郎君）

次、お願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「設計業者選定後の検討の方法を伺う。」とのご質問でございますが、1 問目の答弁でお答えしました通り、設計業者決定後、課長等で組織する南大隅町建築設計検討委員会、一般職員で組織する作業部会となります、庁舎内職員検討委員会、また町民を含めた、南大隅町本庁舎建設検討委員会として、組織を立ち上げる計画であります。

そして、これら3つの組織で毎月1回の検討会を開催し、それぞれの立場で町民目線に立った全体の配置計画や詳細設計について議論を重ねていく計画であり、平成30年3月を目途に実施設計を完了させる予定であります。

1 番（浪瀬敦郎君）

議会からも2名ということは、一般町民の中に入ると。組織の中に。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

今後の組織のメンバー等でございますけれども、課長等で組織する「南大隅町建築設計検討委員会」これを13名で組織したいと考えております。それから、一般職員で組織する「庁舎内職員検討委員会」これが22名。そして町民を含めました「南大隅町本庁舎建設検討委員会」が16名と予定しているところでございます。この16名の中に、議会の代表の方2名入っていただくということで考えているところでございます。

1 番（浪瀬敦郎君）

今の数字の段階では、町職員の方が35名。合わせてですね。それと、一般町民の方

が16名。この町民とのバランス的なことは考えていらっしやらなかったですか。

総務課長（相羽康徳君）

これにつきましては庁舎内でのですね、組織、これについては、一般職員につきましては、管理職を除く職員できっちり意見交換をしたいという主旨から、22名の職員にお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

その他に、管理職等で組織する委員会13名、一般で組織する16名、バランス的に少ないんじゃないかなというようなご意見でございますけれども、その構成メンバーについては、各種団体の代表者、この方々が10名、それから学識経験者1名、職員代表を3名、そして議会から2名という構成でございまして、それぞれの立場でですね、多くの議論をしていただきたいというふうに考えております。

1番（浪瀬敦郎君）

できるだけ多くの意見を吸上げて、そして、取り掛かって欲しいと。次、お願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に、第③項「新庁舎の基本的なコンセプトを伺う。」とのご質問でございしますが、新庁舎の建設については、将来に亘り大きな投資を行うことから、役場本庁舎としての目的を十分に念頭に置いた上で、ゾーニングとデザイン、町民が利用しやすい庁舎、この2つの基本課題を掲げております。

細かい部分まで申上げられませんが、町民の利便性を第一に、町民が利用しやすい無駄のない配置や防災機能の効率的な配置等を理念としております。

また敷地条件を最大限活用した障害者や高齢者への配慮と併せ、雨天時においても利活用しやすい庁舎として位置づけ、当然、初期投資に当たるイニシャルコストや、将来的なランニングコストの経済負担についても、コスト縮減の構造とする考えであります。

1番（浪瀬敦郎君）

今町長がおっしゃったように、町民誰もが利用しやすい庁舎として持っていられると思うんですが、今回は耐震化として行ったわけですが、関連がありますのでお尋ねします。

外郭団体の老人福祉センター、そしてまたシルバー人材ブロンズセンター等の耐震化も近づいてくるかと思うんですが、そのようなスペースは将来を見据えて設計はいかがなもんですかね。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

シルバー人材センター等の庁舎の方へのスペースの確保等のことではございますけれども、現時点においては、考えていないところでございます。

ただ、将来的には可能であるかどうかをですね、調査をしていきたいと、そういうふうに考えております。

1 番（浪瀬敦郎君）

次に、町民から言うと莫大なお金を使うというご批判もあるんですが、事業経費削減の節減の観点から、全体事業費を考えた場合に、今、現庁舎にある机やパソコン、そして、備品類、可能な物品は使用可能な物件を再利用する検討はされてないか伺います。

総務課長（相羽康徳君）

それから、先程の質問の中で福祉センターの部分が抜けておりましたけれども、同じ考えでございます。

また、備品等の有効活用の部分であります。座談会等でもご意見等がありましたとおり、できるだけ再利用できるものは再利用していくという理念でございます。

1 番（浪瀬敦郎君）

裏の方に武道館、図書館とあるわけですが、工事期間中のこの利用者の駐車スペース、それと完成後の駐車スペースはどこになるのか、構想があればお聞かせください。

総務課長（相羽康徳君）

これから設計のプロポーザルを18日の日に行うわけでございますけれども、その時点において、設計業者を今後決定していきながら、出来上がった設計等を考慮して、確保等についてもあわせて考えていかなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

1 番（浪瀬敦郎君）

住民が不便を感じないように、進めていってもらいたいと思います。

次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第④項「完成までの全体工期を伺う。」とのご質問でございますが、先ほど1問目でもお答えしましたとおり、合併特例債の活用期限が現行制度では平成31年度末までと限定されておりますので、平成29年度で実施設計を終え、平成30年着手、31年度完了の施工計画であります。

当然ながら厳しい日程でありますので、全体工程の監理を厳密に行い、事業推進に滞りがないよう努めてまいります。

1 番（浪瀬敦郎君）

実質の工期が2年あるかないかということですが、オリンピックや鹿児島開催の国体、そして、社会環境を考慮した時、資材確保など、工期的にはどのようにお考えですか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

確かに工事的にはかなり厳しいスケジュールになるかと思っておりますけれども、滞りがないようですね、スムーズな進行に努めていきたいというふうに考えております。

1 番（浪瀬敦郎君）

最後に、合併特例債の活用期限が非常に厳しいということですよ。

そこで、全国的にこの前も新聞に載ってたかな、野田総務大臣宛てに各首長さん方の要望が出されておりました。これは特例債の期間が延びた場合に、工期も延ばすのか、それとも無理やり完成を急ぐのか、そこらの考えは。

町長（森田俊彦君）

希望的観測でございますけれども、町村会あげてこの合併特例債の延長は申上げている状況でございますし、かなり望みが強いのかなと、期待が持てるのかなというふうに思っております。それを含めてのご質問かというふうに思います。

工期に関しましては、やはり、今の計画どおり、ピッチを上げてこのスピード感を持ってやっていきたいというふうに考えておりますが、残された部分のまだ工事も残っておろうかと思っております。そういう部分は、この合併特例債が使えるのであれば、また利用をしていきたいかなというふうに思っております。

1 番（浪瀬敦郎君）

とにかく色々な制約が起きてくると思うんですよ。

そこで厳しい日程であります但し工事完了を目指して、町長をトップに、そしてまた、担当課みんな一丸となって立派な庁舎を、町民に喜ばれる庁舎完成に向かって行っていただきたい。

以上で、私の質問を終わります。

議長（大村明雄君）

次に、後藤道子さんの発言を許します。

[議員 後藤 道子 君 登壇]

5 番（後藤道子君）

私は、今回の一般質問におきまして、通告しましたとおり2問④項について質問いたします。

まず、1問目に、学校現場の空調設備についてであります。

地球温暖化が懸念される昨今において、鹿児島県の日中の最高気温は、過去5年間で、7月、8月ともに、30度以上を記録しています。

7月3日に学校訪問をした際の普通教室は、この環境に類似したものであったと考えられます。

2004年アメリカのコーネル大学の研究結果により、人が作業を行う上で、効率が上がる温度は25度であるという結果が出ています。このことから、子供たちの学習環境が整っているとは言いがたいです。

先月の新聞にも掲載された子供たちの学力低下を来す一因ではないかと考えられるため、改善の必要性について伺います。

2問目 避難所の設備についてであります。

8月5日から6日にかけて台風5号の襲来により避難された方々を訪問した際に、避難所の現状を見ました。ちょうど停電の最中で、小さな発電機による灯だけが着いていました。空調設備はなく、大変暑苦しく感じました。その中で何が必要ですかと伺うと、せめて扇風機、そして、プライバシーということでした。このことから、今後の避難所

の設備について、現状をどのように考えているか伺います。

以上、私の壇上からの質問といたします。

教育長（山崎洋一君）

後藤議員の第1問第①項「普通教室の空調に対してどのように考えているか伺う。」とのご質問でございますが、現在、神山小学校10教室、佐多小学校6教室、根占中学校5教室、第一佐多中学校4教室の普通教室があり、いずれも空調は設置されておられません。対応策として扇風機や遮光の為のよしずを用いて、教室内の学習環境を少しでも良好な状態に保つようにしております。

しかし、近年の地球環境の変化により、気温は年々上昇しており、猛暑日となることも珍しくなくなっています。個々の教室によっては、温度の格差があり、学習に支障をきたす場合もあるように聞いております。

今後、空調設備については、十分、検討してまいりたいというふうに、考えておるところであります。

以上でございます。

5番（後藤道子さん）

今、教育長の方からもお話がありましたとおり、大変教室は、暑い状況にあります。その中でも、現在、先程、答えられた普通教室には、空調設備がないのですが、特別支援学級のみが、今、空調がある状況にあるのですが、これはどう言った観点から、特別支援教室だけ、空調設備が整っているのかお伺いいたします。

教育長（山崎洋一君）

特別支援教室には、どの学校にも空調設備を備えております。

ご存知のように、特別支援を要する子供については、身体的なもの、精神的なもの、いろいろありますので、どうしても環境的に、暑すぎたり、寒すぎたりしたときは、体調不調を訴える子供が多くなります。そのために、特別支援教室については、空調設備を備えているところでございます。

5番（後藤道子さん）

では、普通教室の生徒も体調を壊したり、そういうような実情が出てくるというふうに考えますので、今後は早急に空調設備について検討されることを希望いたします。

教育長（山崎洋一君）

次、第②項「具体的な対応策を伺う。」とのご質問でございますが、児童・生徒の学習環境を良好に保つことで、学習意欲や学力の向上及び、体調管理を図ることができると思っております。

今後も学校職員や、保護者との意見交換を行うなど、連携を密にすることが必要であると考えております。その中で空調をはじめとした、学習環境の計画的な整備に、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

5番（後藤道子さん）

学校現場の職員の意見などを聞く、アンケート調査を行うというような予定とか考えはないでしょうか。

伺います。

教育長（山崎洋一君）

各学校において、学校長を中心とした、学校環境の整備計画がありますので、その中で、先生方等の意見を聞きながら、それを吸い上げて、教育委員会にあげて頂くというような方向性は考えているところであります。

以上でございます。

5番（後藤道子さん）

今後、そのようなアンケートを中心に、その結果に基づいて、環境改善に努めていただきたいと考えております。

以上です。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

後藤議員の第2問第①項「指定避難所の設備について現状をどのように考えているか伺う。」とのご質問でございますが、本町には現在22ヶ所の施設を避難所として指定をしております。

設備の現状としては、空調が使用できる施設が15施設、テレビの視聴ができる施設が4ヶ所あります。公民館や集会施設など日常利用される施設については、避難環境の整っているところもありますが、旧小学校など通常あまり利用されない施設については、避難所環境として、避難された方々にご不便をかけているところもあるところであります。

5番（後藤道子君）

今町長の答弁でありましたとおり、避難所に対しましては設備が整っているところもあれば、そういう設備が整っていない場所もあるということで、避難された方々に意見要望を聞くというようなことを過去にされたことがあるのか伺います。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

避難所の開設時には、避難所管理として、消防団員それから職員を配置しているところでございますけれども、台風経過後、避難者名簿を作成するわけですが、その提出と併せまして、避難所が出された、意見・要望等の報告等も受けているところでございます。

5番（後藤道子さん）

これまでのそういう中で、要望として出されたことが、あればお聞かせください。

総務課長（相羽康徳君）

1番多い要望といたしましては、テレビを設置してほしいという要望でございます。現在のところ、一時的な、避難所に、新たなテレビの設置はなかなか厳しいと考えてい

るところでございます。ただ、ラジオ等の情報手段及び停電時のランタン等につきましては、持込む形で避難所としての最小限の整備は行っているところでございます。

5番（後藤道子さん）

持込みってというのは、個人が避難される方が持ち込むということでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

避難所の管理としてあたる消防団員・職員が、避難所の方に持込むということでございます。

5番（後藤道子さん）

それは、町の備品ということですか、それとも個人の私用物ということですか。

総務課長（相羽康徳君）

町の持ち物でございます。

（「はい分かりました。次。」との声あり。）

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第②項「避難所の設備改善の計画はないか伺う。」とのご質問でございますが、避難所の具体的な設備改善計画等は、今のところありませんが、地元住民からのご意見・ご要望もお聞きしているところであります。10月から災害現場、被災地での多くの経験を有する、防災専門官を配置する予定でありますので、意見を取入れながら、避難所の改善について検討してまいりたいと考えております。

5番（後藤道子君）

8月の5、6の台風5号のときの避難所の方に行った際に、女性の方から着替え等のプライバシーの保護が不十分であるというような意見をいただきました。これは、改善すべきであるというふうに考えますので、今後、避難所に対しまして、プライバシーを守るような、そういう環境を整えていくという考えはないか伺います。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

避難が、長期に及ぶ場合におきましては、現在、町の方では、災害時における、段ボール製品の供給協力に関する協定書を民間事業者と締結しております。その中で、段ボール製簡易ベッド、段ボール製シート等の早急な供給をお願いするという締結でございます。

ただ短期間の場合についてはですね、なかなか難しいところもございますので、今後どのような方向があるか調査、研究してまいりたいというふうに考えております。

5番（後藤道子さん）

避難所は、22ヶ所設定されてありますが、各校区別に一つでも、きちんと整備された避難所が必要ではないかというふうに考えておりますが、どうお考えでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

各校区に、核になる避難所的なものの整備ということでございますけれども、現在、各消防分団に発電機、それから投光器を1台ずつ、それから本部に発電機3台、それから投光器2台を配付しているところでございます。

各避難所の停電に早急に対応するためには、すぐに持ち出せる発電機等をもう少し保有する必要があるかなとは感じております。

また各地区の核になる避難所等につきましては、今後、検討してまいりたいというふうに思います。

5番（後藤道子さん）

これは例えばの話、例えばと言えばあれなんです、今現在、旧小学校の廃校がたくさんありますが、旧宮田小学校の校舎は、大変新しい校舎で、耐震も大丈夫だというふうに考えますので、先ほど一般質問で松元議員からも出ましたが、民宿として、今後、活用できないかというふうなことと併せまして、避難所としても考えられるのではないだろうかというふうに考えております。

その後者をリノベーションして、今後、多目的に使える施設にするのも一つではないかというふうに考えますので、そこは検討していただけないかと思っております。

どうお考えか伺います。

町長（森田俊彦君）

先ほど松元議員のところでもお話しした状況の中では宿泊ができるようなものと考え方、合宿だとか。それで、そういう中では、避難所活用ということも十分検討できるというふうに思っております。

早急に、宮田小に限らず、学校施設の活用に関しましては、委員会作りまして、庁舎内部で各課の考え方もありますので、利活用に関しましては、年度内に早急に取りまとめたいなというふうに思っておりますし、今後の活用方法としては、順次、新年度でまた新たな方向性というものを示していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

5番（後藤道子さん）

今後、避難をする機会が増えるかもしれませんので、そういう、現状を考えた上で、きちんと整備された避難所を設けることが、町民の生命を守るために、必要であるというふうに考えますので、検討の程よろしくお願ひします。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（大村明雄君）

休憩します。

13 : 52
～
14 : 00

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

次に、水谷俊一君の発言を許します。

[議員 水谷 俊一 君 登壇]

6番（水谷俊一君）

ようやく残暑も引いていき少しずつではありますが、本格的な秋の訪れを肌で感じるようになりました。空の青さが薄くなってゆくにつれ、心が軽くなっていくような気がします。

それでは、先に通告しておりました質問を始めたいと思います。

2000年から始まった介護保険制度も17年が経過する中、その仕組みが大きく見直されています。平成30年度から第7期を迎える本町の介護保険事業も、今一度見直す時が来ているような気がします。今回の見直しも、前回に続き、利用者の負担能力に応じた負担の見直しが行われます。高い所得の第1号被保険者に、利用料3割の負担が導入され、また、高額介護サービス費の「一般」区分の月毎の自己負担限度額を現役並み所得相当に上げるなど、変更が実施されます。やはり、介護費用額の大幅な増加に起因するものと考えられますが、気掛かりなのが保険料です。

そこで、平成30年度より第7期の介護保険事業が始まります。予定される保険料を伺います。

また、介護分野における慢性的な人手不足は深刻な問題となっています。介護職員の賃金アップを目的とした処遇改善加算が改定されましたが、本町における介護職員の処遇改善の実態を伺います。

次に、介護医療病床の有効期限を今年度末から移行期間として6年間延長し、順次「介護医療院」へ転換するとしています。介護療養病床に代わる慢性期医療・介護のニーズに応えるためには、その受け皿は不可欠だと考えます。

そこで、介護、医療院の必要性をどのように考えるか伺います。

また、地域包括ケアシステムも強化されます。介護保険法117条では、1期ごとに、介護保険事業計画の策定を義務づけています。この事業計画は、保険給付の円滑な実施を目的としたものですが、その中に、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防や要介護度の重度化防止、介護給付等に要する費用の適正化等が、市町村が取り組むべきこととして、新たにプラスされました。これは、施策内容だけではなく、目標設定と更に自ら立てた目標の達成状況などの調査・分析を行い、計画全体の実績評価まで義務づけられました。

そこで、介護保険事業計画に自立支援等の取組みと、目標設定が義務付けられていますが、その事業計画の具体策を伺います。

次に、本町に於いても前年度、地域福祉計画が策定されました。国は、地域共生社会の実現のため、「我が事・丸ごと」をキーワードに地域福祉計画の策定を義務づけています。地域共生社会実現のためには、地域住民が我が事として、主体的に取り組めるような仕組みづくりや、これからの取組みを総合的に支援するための、包括的な相談支援体

制の構築が最優先かつ、最重要な課題であると考えます。

残念ながら、今回作成された地域福祉計画において、これらの課題解決策を読み解くことはできませんでした。

そこで、今回策定された地域福祉計画で地域共生社会の実現が可能だと考えるか伺います。

最後に、在宅医療・介護連携推進事業についても触れてみたいと思います。

これは、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的に在宅医療・介護を提供する体制づくりを目的とした事業であります。

そこで、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにすることを目標にする、在宅医療・介護連携推進事業の実施状況と、今後の対応策を伺って、私の壇上からの質問を終わります。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

水谷議員の第1問第①項「平成30年度より、第7期介護保険事業が始まります。予定される保険料を伺う。」とのご質問でございますが、今年度は、平成30年度から平成32年までの第7期介護保険事業計画を策定することとなっております。この計画において第7期の介護保険料を設定します。第7期介護保険料の設定につきましては、介護給付費等の推移、人口推移、高齢者数の推移、高齢者割合等のほか、介護報酬改定等を勘案しながら、これから、検討していくこととなります。

第6期介護保険事業計画では、平成32年度の第1号被保険者の月額基準保険料を、7千5百41円と推計しておりますが、これは当時、平成26年度の各データからの試算であり、現状での検討結果により、変わる可能性があります。現在の保険料で運営していくことが望ましいと思いますが、少子高齢化が進んでいく状況を考えますと、保険料の増額は避けられない状況でございます。具体的な金額を現状でお示しすることはできませんが、今後の介護保険給付費等が、適正に支給されるよう、また、被保険者に急激な経済的負担が生じないように考慮しながら、金額の設定を検討してまいりたいと考えております。

6番（水谷俊一君）

具体的な金額の提示はこれからであるという答弁であったと思いますが、国の推計で大体、国としましても、平成30年度で大体6千円台半ばという数値を出しております。今後ずっと上がっていく方向だろうというふうには考えます。前回、千円ぐらい下がったこともありますし、それ以降、千円、千5百円ほど上がることもある。利用者が非常に負担を感じるような1期の値上がりというのは、やはり避けていかなければならない。この3年間だけを見るのではなく、次のまた3年、6年間ぐらいを見据えた中で、その時点で、どれぐらいになるかというものを考えながら、今期は、値上げが必要でないにしても、その半分ぐらいを上げて、次に持っていくというような、段階的な値上げというものをやはり長期的な観点から、やっていく必要があるだろうというふうに、私としては思います。

その辺、やって、町長答弁でやっていかれるだろうというふうに思うんですが、どういふ考えかお伺いたします。

町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（山本圭一君）

今、水谷議員の言われたとおりでございます。

今回、30年から32年の第7期を設定するわけですが、もちろん、その間のことだけではなくて、5年後、10年後まで見据えた保険料の設定を考えていかなければなりません。先ほど言われたように、一時期、保険料を下げた時期もありましたが、その後また上げるということで、上げる時の住民の負担感というのは非常に大きいものがあると考えます。そういったことも含めまして、5年後、10年後の先まで見据えた上で、上げざるを得ない状況ではあると。

ただ、先ほど町長の答弁でもありましたように、急激な負担が生じないようにというのは、まさにそういうことだと思えます。先を見据えて、段階的に上げていかなざるを得ない状況であると思えますので、その辺も十分考慮しながら、金額の検討をしまいたいと考えております。

以上です。

6番（水谷俊一君）

そのように、よろしく願いいたします。

次の質問お願いいたします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第②項「本町における介護職員の処遇改善の実態を伺う。」とのご質問でございますが、介護職員の処遇改善については、介護従事者不足の解消、とりわけ介護職員の職業定着が大きな目的の一つであり、国が平成21年度から交付金や加算等により、行ってきたものです。

現在の処遇改善加算は、加算区分が1から5までの5段階で設定されており、キャリアパス要件と、職場環境と要件の組み合わせにより、事業所が該当する加算区分を選定して申請する仕組みとなっております。

町内におきましては、ほとんどの事業所が処遇改善加算を実施しており、賃金改善月額額は、平均で約2万円となっております。また、町独自の介護職員確保施策として、介護ヘルパーの資格を取る方に対し、資格取得後に、費用の一部受講料の2分の1（上限額5万円）を支給する、介護職員初任者研修費助成事業を実施しているところでございます。

6番（水谷俊一君）

本当、職員不足というものは、どの地域でも起こっているのかなっていうふうに思います。職員が不足することによって、介護難民という方が増えてくれば非常に困ってくる状況もまた行政としてもあるのかなっていうふうに思うところであります。そのためには、いかにやっぱり従事者を増やしていくか、また、若い方々の従事者をいかに増やしていくかっていうのも、この業界の一つの課題かなというふうにも思います。

キャリアパスも、多分来年度からですかね、今度は資格を持った方は、その資格に応じて、またプラス加算がされる。それによって今平均2万円ぐらいとおっしゃいまし

たけど、3万円程度また加算もできるようになっていくという、やはり若い方々にやる気を持たして、それによって学ぶことによって、頑張ることによって、所得が上がっていくような状況ってというのは、やはり我々としても支援をしていかないといけないところであろうかと思えます。

また本町の場合は、特に、就労者が少ない状況もあると思うんですが、ここで介護職員の町内の事業所に於いて不足というような、部分というものは、聞いていらっしゃるいませんか。介護職員が不足しているような状況というものはどのように把握されているかお伺いしたいと思えます。

町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（山本圭一君）

町内の事業者の介護従事者不足の状況についてなんですが、具体的にどこの事業所というわけにはちょっといきませんが、確かに町内で従事者が不足している現状は、事実であります。その従事者不足の要因としてはですね、夜勤を伴う施設においては、やはり子育て世代の方ってというのは、夜勤を伴うと、なかなか就労しづらいという、これは、我が町だけではなくて全国的な話です。そうすると宿泊を伴うような施設、夜勤を伴うような施設については、子育て世代が終わった40代以上の方々が、また再度就職という形で就労していく現状があります。

一方また、ホームヘルプサービス事業とか通所のサービス事業につきましても、やはり、福祉の現場というのは、医療現場よりも給料体系が低いし、地理的なものというのも、格差を感じざるを得ない状況というのは私も現場で働いていて感じてきているところです。そういうことの改善として処遇改善加算というのを、国は設定をして賃金アップで、何とか少しずつということだと思んですが、従事者を解消する手だてとしては、小さなことから少しずつやっていくしかないのかなと、従事者だけではなく、本町の就労人口の不足というのは他にもありますので、できるだけ従事者、高齢者が多いこの町で、従事者ができるように、何らかの方策を考えていかなければいけないというふうには考えております。

6番（水谷俊一君）

おっしゃるとおりだと思います。

町長、やっぱり介護、これから受けられる方が増えてくる、高齢者が多い町ですので、うちの町ではどうしても避けて通れない、事業になってくるんだろうなと思えます。介護難民を出さんためにも、やはりこういう施設であったり、そこで就労する人たちを確保していく。今、課長の答弁にもあったんですが、地理的格差っていうものも、やっぱりこの就労に関してはあるんだろううちの町にとっては、この地理的格差ってというのは、非常にやっぱ厳しい部分、特にまた佐多地区となれば、尚、やはり、そういう就労する方を確保するのは厳しくなるときに、やはり国の助成だけでは、なかなか立ち行かない、やはり同じ金額であれば鹿屋であったり、鹿児島市内であったり、都市部の方に就職して、若い人たちが全部就職してしまう。そういった中でやはり、こちらにそういう方々を、若い人たちを連れて来るためには、町としても何らかの、やっぱり今後、手だてを考えていかないといけないというふうに私としては思いますが、もう具体的にはないんですが、町長の考えをお聞かせ願えればというふうに思うんですが。

町長（森田俊彦君）

職員不足並びに有資格者の不足というのは、もう各分野で、かなり問題だなというふうに我々も考えておる次第でございます。人口が減っていく状況の中で、高齢者が増えているという、この人口構成、そういう状況の中では、介護する方が減っていったるのも、今のこの人口構成の割合ではなかろうかなというふうに思っております。そういう部分から、先ほど答弁の申し上げましたけれども、資格取得をしやすい状況の部分でも、年齢を撤廃しております。そういう部分では、少しお年を召していらっしゃるけれども、まだ、介護が出来る、支援が出来る側に介護出来る方がいらっしゃれば、少しでも多くの方に参入していただきたいという、そういう状況でございます。

今後また、状況等を勘案して検討してまいりたいというふうに思います。

6番（水谷俊一君）

本町の各事業所のヘルパーの方々の、平均年齢と失礼ですが、50代かなというふうに考えております。若い方が、どうしてもやはり不足していると、今後、やはり若い方をいかにこの町に残して、働いていただくかっていうのは、町とやっぱり事業所と一丸となって考えていかないといけない部分かなというふうに思います。

次の質問をお願いいたします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第③項「介護医療院の必要性をどのように考えるか伺う。」とのご質問でございますが、平成29年における介護保険法の改正により、慢性期の医療、介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取りターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、平成30年度から「介護医療院」が創設されることとなっております。

「介護医療院」は、国が介護療養病床を平成29年度末で廃止するとしておりましたが、介護療養病床の廃止が進まないことから、今回6年間、廃止の期間を延長し、療養病床の廃止後の転換先としての、新たに創設されたものです。

「介護医療院」の報酬体系や人員配置基準、設置基準等は、平成29年度末までに、社会保障審議会介護給付費分科会において、審議されることとなっていることから、現段階において、その機能と必要性については不透明であり、十分に検討することができないところです。

また、介護医療院を設置する主体としては、医療機関が考えられますが、医療機関においても、今後具体的な内容が示された後に設置について検討していくと思われま

6番（水谷俊一君）

「介護医療院」って聞き慣れない名称だと思うんですが、病院の入院という、病床というものには医療用の病床と介護予防の病床があるというのはもうご存知だと思います。要するに、ある程度治療が終わっても、やはりもう、退院が出来ない、高齢者の社会的入院っていう言われ方があるんですが、帰る家が無いとか、引取り手が無い、家庭に介護者がいないとか、後遺症があるとかっていう理由でやはり、入院をずっとしていかないといけないという方々のために、やはり介護療養病床という形がとられてきました。

平成11年から撤廃があって、また今回もまた先延ばしになってはいるんですが、今回はもうきちっと介護療養病床として医療院というものを作りなさいという形で出来

てきてますので、それを作り出すということはやはり6年後には、これも撤廃されるのかなど、私は早くから懸念するのは、この地域には老健も無いんですね、やはり老健も無い、そういうちょっと病気がちで寝たきりの方々が、じゃあ、家に帰された時に、どうなるかってなった時に受入れ先が無いと、やはりそういう方を受入れるところは、今んところ、医師会があるんですが、医師会が引続きそういうことをやっていただければ、今度はこの地域において出来なくなる。だから、とりあえずは、今まだ、今年度末から来年度初めにかけて、これも出てくるんでしょうが、やはり我々としては、この医師会立の中に、作っていただくことを働きかけていかないと、間違いなく介護難民が出てくる。在宅で全て面倒見ないといけなくなるというふうに思うんですが、現状どのようにお考えですか。

町長（森田俊彦君）

後で介護福祉課長に補足説明させますけれども、今、県並びに医師会、ベッド数の問題でございます、慢性期のベッド数を減少傾向で県は示しております。肝付医師会並びに郡内の医師会、非常に猛反発してる状況でございます、ただ、補助事業関係等は、この先を見据えた状況の中で、慢性期ベッドを減らして、急性期に替えていくという方向性を病院側に求めている。それをやったところの方が、云わば逆に補助率が高くなる、ポイントが変わるような状況で、完全に国がこういう指針を示してる中で、システムを変えようとしている状況でございます。そういう状況の中で、医師会立も、今、まさに、耐震化の部分、建替え問題が出てきている状況の中で、この問題は、多分、医師会並びに、郡内の中でも、非常に検討しなければならない、次のステップの課題であろうというふうに思っております。約、多分2年から3年ぐらいの間で、この話し合いをしていく状況が、今後も南隅地区を含めた中で、我々が検討する最大の課題になってくるだろうというふうに思います。

介護福祉課長（山本圭一君）

今、町長が答弁したとおり医療病床の減少等の関連もでございます。

ただ、介護の方からの視点でいきますと、現在医師会立病院、並びに管内の病院との、町の連携というのは、非常に取れているなというのが私の率直な感想でございます。というのは小さな町で資源は少ないんですが、逆にコンパクトな町だからこそ、連携が取りやすいというのは、非常に感じておりまして、病院と、医療と介護の関係も非常に良好に進んでいると思います。そういった意味におきまして、療養病床のベッド数の減少という命題はありますが、医師会立病院ともですね、今後、方向性については、話合っていくこととなるというふうに考えております。

以上です。

6番（水谷俊一君）

町長の話をお聞きまして、そういう話、理解はしてると。地域とやはり医師会と一緒にあって、その辺は検討して、今後やっていくということで安心はしております。

医師会がそういう形でやりますよということであれば、出来ないことではないです。これをもう、決定通りポンと放り出せば、介護難民が溢れてくるという状況がありますので、そういう状況にならないような形で進めていただければというふうに思います。

次の質問お願いいたします。

町長（森田俊彦君）

次に、第④項「介護保険事業計画に自立支援等の取組みと目標設定が義務付けられます。その事業計画の具体策を伺う。」とのご質問でございますが、自立支援施策は、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防、または要介護状態等の、軽減若しくは悪化の防止、及び介護給付等に要する費用の適正化に関することとされております。

これらの施策の具体的事業については、第6期介護保険事業計画に基づき実施しているものもあることから、第7期介護保険事業計画の策定作業の中で、PDCAサイクルに基づき、作業をしていくこととなります。

今回の介護保険事業計画策定に係る指針案が7月末に示されたばかりであることから、今後、実施している事業の検証等を行い、第7期の計画に反映させていきたいと考えております。

6番（水谷俊一君）

私は考える介護事業の中で、1番重要な部分かなっていうふうに思うんですね。要介護になった方は、やはり手厚く介護をしてやらないといけないっていう考え方です。ただ、そこに行く前の方をどうやって、水際で食い止めるか1年でも長く、2年でも長く、健康でいて頂くということは、我々に課された課題かな。これが介護のオフィシャルな部分、やっぱり攻めの介護だっていうふうに思うんですね。だから、そこをどれだけ充実していくかということだろうと思うんですが、具体的にということ、自分なりに考えるんですが、やはりいろんな、こういうふうにやりましょうという啓発活動であったりとか、1番必要なのが通いの場、みんながやはりこう出て来て、一緒に体操したりとか茶話会をやったりとか食事をしたりとか趣味を一緒にやったりとかっていう、やはり通いの場を充実させていくことが、行政に課された課題の一つでもあろうというふうに思います。

この他に栄養教室とか、口腔機能の向上とかっていう部分、それと後、1番思うのが地域包括支援センターを強化していくと、ここ充実さしていかなことには、なかなか今後、支援の輪が広がっていかんだろうなというふうに思うんですが、1つ、通いの場の充実という点から、やはりまだ、家の中に閉じこもってらっしゃる方を引っ張り出して、支援のうちに何とか元気づけてあげるといことに我々はこれから力を注がないといけないと思うんですが、今回、国が示したのが、来年度からインセンティブをつけてもいいですよと、ようするに今、保健課がやっていますマイレージカード的なもの、何回出てきて、何回来れば、いろんな秀品がありますよっていう形を国もやってくれと、これを推奨してるんですね、介護の場でも。やはりこういう、それを積み重ねることによって出てくることによって、やはり元気にしていきましょうという、やはりこの目標設定を決めて、どれだけ元気になりましたよっていうのを、最終的には、自分たちでも把握してそれも報告してくれというのが、今回の事業だというふうに思うんですが、今後の事業展開として、今、町長が答弁されたものの中に、具体的に何をやる提案ないんですが、今回、今後、介護計画の中で、それは謳い込んでいくという話ですが、担当課として、何か具体的にこういうことやりたいというふうに考えて、おられるようなことがあるのか、それとまたその、インセンティブっていうものを、今後どのように利活用していくのか、考えがあられば、お示しいただければというふうに思うんですが。

町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（山本圭一君）

今、ご質問のあった内容についてですが、まず、今後その自立支援等施策、大きく4つの項目で分けられているんですが、それらの事業についてなんですが、例えばですね、保健所の地域における自立した日常生活支援という部分では、今、水谷議員が言われた、地域包括ケアシステムの充実、並びに地域包括支援センターの充実というのは、もちろん入ってくるところだと思います。

また、要介護状態等となることの要望としては、現在、足腰しゃんしゃん運動だったり、ウェルビクス運動だったり、また、昨年度からころぼん体操も始めております。実際にころぼん体操のほうでは、3ヶ月、4ヶ月前に、ちょっと歩くのがままならなかった人が歩くのがスムーズになったというような事例も出てきて、しっかりと記録をとっておけばよかったなというようなところまで効果が出ている方もいらっしゃいます。また、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止としては、現在、地域リハビリテーションということで、小倉病院へ委託してですね、真寿園、蒼水園の方で、毎月デイサービスの中で、リハビリテーションを行っております。中には講演だったり、お話しだったりということもございますが、これが2施設で年間24回実施しております。

給付費等に関する費用の適正化についてはですね、住宅改修福祉用具の申請があった場合にですね、包括のケアマネージャーが、実際にどの程度必要なのかどうなのかということ、対象者の状態や現場に赴いて確認している作業です。これらの事業の中で、先ほど町長の答弁でありましたPDCAサイクル、これに基づいてですね、検証をしていきながら、また不足する部分については、議論しながらですね、具体的な計画を組んでいきたいというふうに考えます。

地域包括ケアシステムの整備につきましてはですね、先ほどもちょっと言いましたけれども高齢者に特化した部分での、最初の立上りで、住み慣れた地域の中で暮らしていけるように、医療介護、全てが連携をして包括的なサービスが提供できるような、体制を作りましょうというようなことです。これに関しましては、その土台となるものは、地域だと思います。地域づくり、後ほどまたお話する機会があると思います。そちらの方を力を入れてベースを作りながら進めていきたいというふうに考えております。

あと、インセンティブの方につきましてはですね、現在マイレージカードともう1つポイントアップ事業というのがございます。ポイントアップ事業の方が、昨年度までは個人の方もポイントアップ事業で入っていたんですが、その個人の方がマイレージの方に行っているということで、今年からグループで、その辺の検証も含めてですね、インセンティブを付与した事業が、展開できないかも含めて、今後検討していくこととなると思います。

以上です。

6番（水谷俊一君）

とりあえずインセンティブに関してですが、今やってるマイレージカード等のインセンティブがあるんですけども、やはりこれも一つだけじゃなくて、要するにその中身というものがいろんな形でいただけるものがある。それをクリアしていけば、これができるこれができる、やはりいろんな方が、それだったらやってみようかなという、同じ一つ商品券とかそういうものだけではなくて、もちっと違うサービスが受けられるとか、いろんなことを考えていければ、またまた変わった支援ができるのかなという

ふうにも考えます。

この介護に関して、この要支援の方々に、いかに要支援の方々にいかに我々は、力を注いで、また、求められる方は、同じ一つだけではなくて、自分はこのことしてみたいという部分というのが、多種多様にあると思うんです。それに応じてやっぱりこちら側も、多種多様なそういう支援の体制を作っていけないといけないなというふうにも考えます。

昨年かな、一昨々年かな、来やん家が開設しました。一昨年か3年前かになって、そこにもいろんな方が、参加されて、いろいろ元気になって行かれた方っていうのも聞いております。やり方っていうのも、独自性があって非常に興味を引かれるところがあるんですが、ああいう介護支援の在り方っていうものを、どのように捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

介護福祉課長（山本圭一君）

ご質問のありました来やん家、多世代交流のことなんですが、これは、そもそもが、地方創生の第2期安倍内閣改造のときに、地方創生を打ち出しまして、その中で、小さな拠点づくりという事業がございました。それを、県の保健福祉部門の方で練って多世代交流、多機能型の小さな拠点作りという事業で募集をしたところなんです。そうしたところ南大隅町の栄光会の方がやりたいということで手を挙げて、町を通じて申請をしたというというような経緯でございます。

栄光会につきましては、特に町がこの事業をやってくださいということを行ったわけではなく、自ら、自主的に、どんどんどんどん事業を展開していただいている状況です。地域の皆様方が、通いの場・集う場として、高齢者のみならず子供まで非常に活用していただいている、例えば、子どもであれば、放課後に来やん家に寄って、そろばん教室を受けたりとか、そういうようなこともやっております。また、定期的に学習支援ということで、事業も展開しているようです。高齢者の方もいろいろな趣味活動や運動教室等もそこでタイアップをしてやっているというような状況でございます。

こういう施設が、佐多地区の方にもあればいいなと、昨年度から介護福祉の方でも検討しておりましたが、そういった中で、今回、はまゆう保育所の方が、同じような事業で、社会福祉法人のですね、地域貢献活動事業ということで、10月からですね、「寄似聞荘」ということで、一応高齢者の交流拠点施設ということで、まずは、スタートするようです。こちらの方も法人の方が自主的に、自ら計画を立ててやっていくというようなことで、やり方としてはいろいろと、法人の方も不安はあるようですが、これを何とかですね、役場の方も、社協も、支える形で、一緒に地域も含めてですね、軌道に乗るように、進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

6番（水谷俊一君）

実際、この多世代交流多機能型支援事業っていうのは、最初聞いたときは3年間ぐらいの間で県と町と、最初は県、次、町との支援ということであったんですが、29年度で、この支援は終わるということではないんですよね。そのあたり。今後も引続きそういう支援は行っていくかという考え方でいいのかな。

介護福祉課長（山本圭一君）

その支援というのは・・・。

(「補助金」という声あり。)

補助金。はい。

この多世代交流多機能型の拠点作りというのはもう最初の募集の段階で3年間、軌道に乗るまでの3年間ということで募集をかけておりました。それについて施設側も十分分かっていると思うんですが、県の補助金の方は、29年で切れると。他の市町村に聞いてもですね、全て補助金は、もう今回で終わりだというようなこともあるようです。その辺も含めてですね、ちょっと検討は必要なのかなというふうには考えているところ です。

6番(水谷俊一君)

今のところ県、町の補助金があって、多分、利用料は取られてないと思うんですね。何もなければ運営自体も出来なくなると、介護支援が出来なくなるという状況は見えて きていると思います。

これはやはり町として、このまま放置して、これでこの事業は終わらしてしまうのか。 今後何らかの形で、要するに、要支援の方々の支援ということで、デイサービス同様、 やはり町として、何らかの支援を何らかのじゃない金銭的な支援をやっていく、補助金 の出していく考えがあるのかその辺ところ町長どうですか。

町長(森田俊彦君)

ちょっと来やん家に特化してる状況かなというふうに思いますけれども、先ほど課長 の方の答弁でございましたように、これは県が一応こういうことが出来ないかなという 地域支援のためのモデル事業でございまして、実証実験みたいな部分でございまして。

当初から一応3年というご契約の中で民間は、設備投資並びにそこら辺のハードの部 分に関しましては、補助事業でやったかというふうに理解しております。

ただ、ソフト事業でこれを管理運営していくということになってきますと、まだ我々 も数字をはじいたわけでもございませんし、また、並びにその事業者から要望を受けた 状況等でもまだないというような格好でございまして。

ただ必要性並びに今、地域貢献されている状況等も十分に把握してございますので、 そこら辺はまた今後、課長の答弁でございましたように、把握するために、我々もまだ 検討していく、また協議を重ねていくということになろうかというふうに思っております。

それと、先程のものにちょっと付け加えますけれども、介護福祉の関係でいろいろな 第6期の事業等が、幾つか上がってきてたわけでございますけれども、いろんな部分で 6期の時に、サロン事業並びに寄ろっ住もや関係もですね、かなり定着した状況もござ います。

それと、総務課サイドで自治会チャレンジ創生事業等をやってる中では、各集落が、 いろんなイベントをやったり、敬老会をやったりとかというようなことも、実はこうい う部分で、福祉の部分で、非常に支援されているというような状況はあろうかなという ふうにつけ加えおきます。

6番(水谷俊一君)

来やん家に関してですが、やはり、要支援だというふうに考えれば、生きがい対応型 のデイサービス。今3千円かな。町からの補助があって1人1割の負担を頂いている。 やっぱり、同様の支援があっても同じような内容であればいいのかな。これは、取りあ

えず、来やん家を出したんですが、こういう包括的な支援体制、そういう方々が今後、出てくるためにも、やはり町としては、何らかのそういう支援をしていかんと、これはこれで補助が終わって、この事業が潰れれば、この町に新しいまたこの支援体制というの出来てこないと思いますね。だからやはり、これを何とか残して我々は続けて、またこれに付随するものが広がってくれることを。老人介護だけではなくて、老人だけじゃなくて、包括に、やはり子供から障害者まで含めた中で、包括的な支援というものが必要になってくるだろうと思いますから、ぜひお願いいたします。

次の質問をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第⑤項「今回策定された地域福祉計画で地域共生社会の実現が可能だと考えるか伺う。」とのご質問でございますが、地域福祉計画は住民福祉団体、福祉施設関係者などが、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係を作り、連携することで、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組合わせた地域ぐるみの福祉を推進するための計画であり、地域住民が互いに助け合い、組織しながら地域を住みやすい福祉の町にしていこうという、福祉の町づくりの視点も含まれている指針となるものです。

国におきましては、平成28年6月2日に閣議決定された、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会」の実現が提唱され、その実現に向けて、「住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくり」及び、「世帯全体の複合化、複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくり」を、支援推進するため、「我が事・丸ごとの地域づくり」を今年度から進めているところであります。

国が示した「我が事・丸ごとの地域づくり」と、南大隅町地域福祉計画の理念や方向性は同じであり、自助、互助、共助、公助重層的に組み合わせた、「地域ぐるみの福祉」を推進する具体的な活動計画（アクションプラン）は、社会福祉協議会と連携を図りながら、地域とともに取組んでまいります。が、「地域共生社会」を実現するためには、地域住民のご理解と行動力が不可欠でございますので、住民への説明と周知に努力したいと考えております。

6番（水谷俊一君）

さっきから言いますように我が事丸ごと、要するに自分のこととして、しかも包括的に、総合的に、その一つにだけじゃなくて、その地域全体のやはりそういうものに対応していくということで、今回質問を上げたんですが、実際、ある程度、今回も、今年度から地区社協の予算も計上されて、若干の動きがあるのかなというふうに思うんですが、具体的な動きの内容がありましたら説明いただければというふうに思います。

町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に答弁させます。

福祉課長（山本圭一君）

今ご質問のありました地区社協、今年度から立ち上げていくということで、進捗の状況だったり、活動状況ということなんですが、現在、地区社協というのは、地域福祉計画の中でも、設置していきますよ、そもそも地区社協ということ自体が皆さんお分かりになりづらいと思うんですが「地区社会福祉協議会」訳して「地区社協」

これは、特に社協のサテライト、職員を置くというわけではなくて、地域で作る組織です。

内容としては、地域が抱えているさまざまな福祉課題をみんなで話し合っ、協力して解決を図る活動というのを通じて、地域の人が、暮らしやすい生活を送れるよう支えられる福祉の町づくりを作っていこうという地域の組織です。

この地区社協は、9小学校13校区において、全て立ち上げて行く予定であります。ただ13校区いっぺんに起ち上げるのは難しいので、今年度4校区、来年度は5校区になるのか、4校区になるのか、その次また4校区になるのか、5校区になるのか。3年間で13校区というような計画で考えております。

今年度につきましては、今年度立ち上げる根占地区が登尾・城内、佐多地区が島泊・辺塚、この4校区についてはですね、各校区の役員さん、自治会の方、民生委員さん等々に説明会を行っております。概ねその地区の中でも、ぜひ立ち上げましょうというふうなことで、意見をもらっておりますので、今後、具体的にどういう組織で、どういうふうな内容でということ話し合っていくということになるというふうに考えております。

以上です。

6番（水谷俊一君）

今、実際そういうような形で各地域に、そういう組織を立ち上げていくという。であればなぜ、今回の福祉計画の中に、第1次福祉計画の中にそういうことを具体的な、具体的というか、こういう形で、地域を支援していきますよっという形で謳ってないのか。実際にやられてる方々は、頭の中で分かっている。だけど職員のにも異動がある、いろんな形で動きがある中で、やはり言葉としてきちっと方向性を示す。その中で、具体的な実施要綱は社協であったり、やられるところは、この目標に、目的に向かって、こういう形でやっていきますよって各要綱は作られればいい。だから、やはり私は今回の福祉計画の中に、今課長がおっしゃったようなこと、要するに目標をここにおいて、こういう形で、こういう形で地域を支えていきますよってということは、やはり書かれるべきだったというふうに思うんですが、それについてはどのようにお考えですか。

介護福祉課長（山本圭一君）

今言われましたように、町長の答弁でもありましたが、今回の地域福祉計画というのは、あくまでも福祉の町づくりをするための指針で、具体的なアクションについては、町の社会福祉協議会が作る、地域福祉活動計画の中で作っていくというふうな形にしております。これは各地区地区で、地区社協を立ち上げて、社協が地域の方々と一緒になって、どんな活動していったらいい、というふうにしていくというのを作り上げていく地域ごとの特色が違うこともあって、具体的には載せてないと。計画自体が通常の計画であれば、作って終わりという形になってしまうし、出来ないこともそれなりに載せてしまいがちなところもあるのかなと、ただそういう計画にはしたくなかったということで、今回、最低限の出来るだけ、皆さんがまた後で見やすいような、シンプルな形に収めたと、細かいところは、地域で福祉をずっと推進していく社会福祉協議会が担っていくので、そちらの方の活動計画で作っていくと。当然ながら、作成に当たっては、町も社協と両輪として、一緒に作業を進めていくという形にするというのが目的で、この計画を作成しております。

以上です。

6 番（水谷俊一君）

時間が無いのであれですが、実際、社協が具体的に作ってしまうということは、中心が全部社協になってしまう、こういう福祉計画の中心が全部社協中心にやる、じゃなくて、町が中心になって、こういうふうにするんですよっていうのを、私は示して頂きたかった。実際やるのは、社協がやるから、具体的な例は社協が作るのは全然構わないと思います。うちの包括支援センターがやらないといけない部分というのは、包括支援センターの中で具体的な事例を作ればいい。社協だけが作っていくということであれば、どうしても責任の中心とかっていうのが、社協になるのではないかっていうふうに懸念しております。

今回こういう組織を3年かけて、今後作り上げて行くっていった時に、残るものがない、課長が後3年いて下さって作り終わって、やってくだされば1番いいことなんですけど、これも分からないことですので、やはり何か言葉として、こういうふうにしていくというものは示していただければなというふうに私としては思います。

すいません、次の質問をお願いいたします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第⑥項「医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにすることを目標にする在宅医療、介護連携推進事業の実施状況と今後の対応策を伺う。」とのご質問でございますが、平成24年度から厚生労働省の選定を受けて、肝属郡医師会立病院が南大隅町、錦江町管内において、在宅医療連携拠点事業を開始し、在宅医療連携拠点として、活動を行っていたところであります。

平成27年度から、地域支援事業の中で、在宅医療、介護連携推進事業が盛り込まれたことから、肝属郡医師会立病院と協議調整を行い、平成28年度から、一部を肝属郡医師会立病院へ委託し、地域包括支援センターとともに介護サービス事業者と連携協力しながら実施しているところであります。

今後は住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療介護の関係機関と地域が連携していく仕組みを整えていきたいと考えております。

6 番（水谷俊一君）

先般、南日本新聞の方でも、特集があったと思います。在宅医療に関して。

他の市町というところは、医療機関との連携というのがなかなかとりづらいという、どの医療機関にお願いしていいかっていう部分があって、なかなかそこが1番難しいところだっていう話も聞きます。うちはありがたいことに、医師会の方が非常に理解を示していただいて、率先してこの事業に取り組んでくださるということには、非常に感謝しているところでありますし、今後、先程からずっと言いますけれども、在宅医療というものが多くなっていくのかな、独居老人が多くなってくればただ在宅医療を、やはり中心に見ていかないといけないような状況も出てきます。だけど在宅医療をには、絶対介護がついてくるんですね。だから介護がついてくるから、今回のこの在宅医療介護連携推進事業というのも介護の方から出てきた事業だというふうに思うんですが、本町も29年度から、予算を3百66万つけております。この事業内容というものを医師会に対しての委託料なんですけど、錦江と折半ということですけども、この事業内容っていうもの、今どういうことをされてるのか、説明をお願いいたします。

町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（山本圭一君）

在宅医療介護連携推進事業の医師会立病院での事業内容なのですが、8つの事業のうち4つですね、やっております。切れ目のない在宅医療と介護在宅介護の提供体制の構築、在宅医療、介護関係者の情報の共有支援、在宅医療、介護関係者に関する相談支援、医療介護関係者の研修ということで、8つのうち4つやっております。残りの4つについてはですね、町の方で地域支援事業等々でやっている。まだまだ十分ではないにしても、やっております。ちなみに8月30日に、錦江町の文化センターの方で、在宅医療、まさにこの在宅医療研修ということで、9名の講演会をして多数の方がお集まりしていただきました。いろんな研修会や情報共有も含めて、医師会立病院と共同でやっているところでございます。

6番（水谷俊一君）

もう最後になります。

今おっしゃった4つの事業とおっしゃいますけれども、今言う、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築。それと、在宅医療、介護連携に関する相談支援という、この部分に関して、非常にほかの市町という部分は困っている。それを、優先的に我が町は出来ているっていうのは、こんなありがたいことはないなというふうに、自分でも思います。

時間がないのでもうこの辺で終わりますが、今後、どうしてもこうやっていかないといけない部分で、またどうしても多くなって、こういう事業が多くなっていく部分だろうなというふうに思いますので、医師会との連携は密にしながら、医療機関と、あと介護の機関とも連携を上手く取っていかないと、医療ばかりが先走りしても、介護がついていかなければ、家に帰ってからどうしようもなくなってしまうということ、だから退院をするときの退院支援、その辺も含めて、いろいろとまた連携をとっていただきたいと、介護事業者とも連携を取っていただきながら、また支援の体制は作っていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどから出てますけれども、包括支援センター、地域包括支援センターですね、介護福祉課内にある、今非常に素晴らしいスタッフがいて、我が町の支援センターは非常に優秀だなというふうにも感じております。あんまり問題もなく、私はいいのかなというふうに思いますが、今後事業が拡大していくにつれて、非常に今度は大変になってくる部分があると思うんです。これ包括になってきますので、いろんないろんな相談事、いろんなことに乗っかっていかないといけない。また地区社協が出来れば、そこを取りまとめていくのはどこかっていうことで、さっき社協をって言われたんですが、やはり、包括支援センターもそこの中心になっていかないといけない部分ですね。だから人員を足りないときには多くする、根占地区だけで足りないときには、佐多地区にも、やはり設置するような状況、今後、やっぱり包括支援センターの充実というものは避けて通れない部分だっているというふうに思いますので、その辺も考えた上で、今後、介護保険事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（大村明雄君）

これで一般質問を終わります。

休憩します。

15:00

～

15:39

(地方自治法 第117条 議員の除斥 木佐貫議員 退場)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

議長（大村明雄君）

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件を議題とします。
本件について、町長の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について意見を求める件についてであります。

本件は、平成29年9月30日をもって任期満了となる「木佐貫 徳和」氏を再任するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者として推薦するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人権擁護委員の推薦適任者であるという意見としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件は、推薦適任者

であるという意見とすることに決定しました。
暫時休憩します。

15 : 35
～
15 : 35

(木佐貫徳和 君 入場)

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

▼ 日程第6 議案第23号 町道の路線認定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第23号 町道の路線認定について議決を求める件を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第23号は、町道の路線認定について議決を求める件についてであります。

本件は、伊座敷トンネル整備に伴い、現国道の佐多伊座敷字垂水4051番地1地先を起点とし、佐多伊座敷字尾迫5448番地10地先を終点とする、延長2498.2mを路線番号2の260番、路線名を伊座敷浮津線として認定しようとするものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号 町道の路線認定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。
本件は、可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって議案第23号 町道の路線認定について議決を求める件は可決されました。

▼ 日程第7 議案第24号 塵芥処理車購入契約の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第24号 塵芥処理車購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第24号は、塵芥処理車購入契約の締結について議決を求める件であります。
本件は、塵芥処理車購入契約につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 契約の目的は、塵芥処理車購入
- 2 契約の方法は、指名競争入札
- 3 契約金額は、7百12万9千4百40円
- 4 契約の相手は、鹿屋市今坂町10015番地
いすゞ自動車九州株式会社 鹿屋支店 支店長 竹森雅則でございます。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありますか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありますか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号 塵芥処理車購入契約の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 塵芥処理車購入契約の締結について議決を求める件は、可決されました。

▼ 日程第8 議案第25号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第8 議案第25号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第25号は、消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める件についてであります。

本件は、消防ポンプ自動車の購入契約につき、南大隅町議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 契約の目的は、消防ポンプ自動車購入
- 2 契約の方法は、指名競争入札
- 3 契約金額は、2千2百3万2千円
- 4 契約の相手方は、鹿児島市南林寺町16番6号

株式会社 鹿児島消防防災 代表取締役 森 利隆 でございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第25号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める件
を採決します。
お諮りします。
本件は、可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第25号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める
件は、可決されました。

**▼ 日程第9 議案第26号 請負契約（平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業
工事2工区）の締結について議決を求める件**

議長（大村明雄君）

日程第9 議案第26号 請負契約（平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工
事2工区）の締結について議決を求める件を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第26号は、請負契約（平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事2工区）
の締結について議決を求める件についてであります。

本件は、平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事2工区の請負契約の締結に
つき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条
の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 工事名は、平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事2工区
- 2 工事場所は、南大隅町佐多伊座敷地内
- 3 契約の方法は、指名競争入札
- 4 契約金額は、1億3千46万4千円
- 5 契約の相手方は、福岡市博多区博多駅前1丁目18番6号

株式会社ウォーターテック 西日本支店 支店長 中村幸男 でございます。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第26号 請負契約（平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事2工区）の締結について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本件は可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第26号 請負契約（平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事2工区）の締結について議決を求める件は、可決されました。

▼ 日程第10 議案第27号 請負契約（平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事3工区）の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第8 議案第27号 請負契約（平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事3工区）の締結について議決を求める件を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第27号は、請負契約（平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事3工区）の締結について議決を求める件についてであります。

本件は、平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事3工区の請負契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

- 1 工事名は、平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事3工区
- 2 工事場所は、南大隅町佐多伊座敷地内
- 3 契約の方法は、指名競争入札
- 4 契約の金額は、7千8百30万円
- 5 契約の相手方は、鹿児島市小松原1丁目10番8号
株式会社 明興テクノス 代表取締役 山之内文治でございます。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第27号 請負契約（平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事3工区）の締結について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本件は、可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第27号 請負契約（平成29年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事3工区）の締結について議決を求める件は、可決されました。

▼ 日程第 1 1 議案第 2 8 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 1 1 議案第 2 8 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 2 8 号は、南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件であります。

本件は、佐多岬公園線改良舗装事業 延長 2, 5 0 5 メートル、事業費 2 億 9 千万円を内容とする大泊辺地総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、県との事前協議の上、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 2 8 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第28号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件は可決されました。

▼ 日程第12 議案第29号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第12 議案第29号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第29号は、南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件であります。

本件は、既定の辺塚辺地総合整備計画で実施する、防衛施設周辺整備事業・中野熊之細線外1の事業費について、平成28年度は、実績事業費に変更し、平成29年度は9千万円に増額したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、県との事前協議のうえ、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 南大隅町辺地総合整備計画の変更について議決を求める件は可決されました。

▼ 日程第13 議案第30号 南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第13 議案第30号 南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第30号は、南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件であります。

本件は、既定の計画に「中山間地域再生拠点広場整備事業」、「根占温泉・ネッピー館浴室天井・煙突改修事業」、町道改良舗装の「発電所線」、「花之木小高峯線」、及び「瀬戸山線」、「多目的健康広場整備事業」、「旧普及所改修事業」、「元気みなぎる町民補助金事業」、「本庁舎建設事業」、「佐多支所改修事業」を追加したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基き、県との事前協議の上、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号 南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 南大隅町過疎地域自立促進計画の変更について議決を求める件は可決されました。

▼ 日程第14 議案第31号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第7号）
について

▼ 日程第15 議案第32号 平成29年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）
特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第14 議案第31号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第7号）について。

日程第15 議案第32号 平成29年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について。

以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第31号から32号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号は、平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8千9百77万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億25万3千円とするものでございます。

「第1票 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に「旧普及所施設の修繕料」、「ふるさと納税推進事業」、「ふるさとおこし基金積立金」、「放課後児童健全育成事業」、「町道維持補修工事」等の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として、国・県支出金、ふるさと納税寄附金、前年度繰越金、町債等を計上したものであります。

また、「第2表 地方債補正」において、限度額の変更を行っております。

次に、議案第32号は、平成29年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7百97万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5千3百13万5千円とするものであります。

今回の主な補正は、社会保険診療報酬支払基金の精算に伴う、償還金の計上を行い、歳入予算では所要の財源として、前年度繰越金を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第31号 一般会計補正予算（第7号）について、ご説明いたします。まず、1ページでございます。

議案第31号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第7号）

平成29年度 南大隅町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8千9百77万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億25万3千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いします。

第2表 地方債補正であります。

変更でございますが、合併特例事業、補正前限度額3億6千5百10万円を8百万円増額し、3億7千3百10万円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

7ページをお願いします。

歳入でございます。

13款 材料及び手数料、1項 材料及び手数料、3目 商工材料及び手数料、1百60万4千円の減額。これは、ふれあいセンターを6月から指定管理者へ移行したことによるものでございます。13款 材料及び手数料、1項 材料及び手数料、5目 教育材料及び手数料として、1百23万1千円。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 民生費国庫補助金に、子供子育て支援事業補助金として1百39万6千円。15款 県支出金、2項 県補助金、1目 総務費補助金に、半島特定地域元気おこし事業として71万5千円。2目 民生費補助金に、子供子育て支援事業補助金として、1百39万6千円。5目 商工費補助金に、半島特定地域元気おこし事業として1千2百79万円。15款 県支出金、3項 委託金、1目 総務費委託金を、9万5千円減額、委託金の交付決定によるものでございます。

8ページをお願いします。

17款 寄附金、1目 寄附金、2目 ふるさと納税寄附金に3千万円。19款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金を補正予算に係る財源調整として3千2百21万1千円。20款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入に、裁判委託供託金を含む3百73万2千円。21款 町債、1項 町債、1目 総務債に、馬籠大中尾線外測線設置にかかる町道整備事業債1百90万円。地域振興施設補助に係る地域振興事業債4百70万円。

9ページをお願いします。

多目的健康広場整備事業に係る、町有施設整備事業債1百40万円を計上するもので

ございます。

次に、10ページをお願いします。

歳出につきましては、減額分につきましては、決定及び実績等に係るものでございますので、割愛させていただき、追加分の主なものについてご説明いたします。

2款 総務費、1項 総務管理費 1目 一般管理費に防災専門監に係る費用弁償9万5千円。鹿児島県町村会研修に係る負担金24万円。5目 財産管理費に旧普及所施設改修修繕事業に係る修繕料9百6万8千円。6目 企画費に、ふるさと納税推進事業に係る記念品1千8百万円。広告料64万8千円。手数料3百24万円。定住促進住宅取得資金補助金2百50万円。7目 自治振興費に地域振興施設補助金5百万円。10目 地方創生費に、東京農大の収穫祭式典に係る補助金68万9千円。11目 諸費損害賠償訴訟に係る委託料15万円。国・県補助金等に係る償還金、1千1百9万4千円。15目 ふるさとおこし基金費に8百11万2千円。

12ページをお願いします。

5款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費に、鳥獣害対策事業に係る補助金3百6万1千円。7目 農地費に大竹野地区側溝補修に係る委託料1百60万円。菖蒲の4号線路面補修に係る工事請負費3百50万円。5款 農林水産業費、2項 林業費、2目 林業振興費、中間土場造成事業に係る委託料70万円。

13ページをお願いします。

6款 商工費、1項 商工費、4目 商工施設費に道の駅空調取替えに係る修繕料1百7万円。ネッピー館レジオネラ菌対策に係る委託料2百57万3千円。

14ページをお願いします。

7款 土木費、2項 道路橋梁費、2目 道路維持費に、町道維持管理に係る修繕料9百万円。町道3路線の維持管理に係る工事請負費1千1百万円。

15ページをお願いします。

9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費に、旧滑川小学校屋内運動場財産処分に係る償還金20万円。学校施設整備基金積立金2百52万円。9款 教育費 6項 保健体育費、1目 保健体育総務費に自転車競技場周辺整備に係る委託料1百万円。2目 保健体育施設費に多目的広場整備事業に係る電柱等移転補償費150万円を計上するものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

介護福祉課長（山本圭一君）

それでは、議案第32号 平成29年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

平成29年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

平成29年度 南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7百97万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5千3百13万5千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、過年度保険料還付金と社会保険診療報酬支払基金への償還金

に充てるため前年度繰越金を財源調整するものです。

8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金でございますが、7百97万2千円を増額し、総額7百97万3千円に編成させていただくものです。

次に、7ページをごらんください。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 第1号被保険者保険料還付金でございますが、過年度収入済み保険料の還付金が当初の見込みより増加したため、繰越金を財源として28万4千円を増額補正するものです。

次に、2目 償還金でございますが、平成28年度の社会保険診療報酬支払基金交付金確定による超過交付分を返還するため、7百68万8千円を増額するものでございます。

以上、ご審議、ご決定方、よろしくお願いいたします。

▼ 散会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

9月22日は、午前10時から本会議を開きます。

9月20日は、各常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 平成29年 9月 13日 午後 4時 05分